

令和5年第1回

定例会会議録

会 期

令和5年3月6日（月）から
令和5年3月16日（木）まで

会 議 日

令和5年3月6日（月）
令和5年3月13日（月）
令和5年3月16日（木）

東 串 良 町 議 会

令和5年第1回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 令和5年3月6日 午前 9時30分
散 会 令和5年3月6日 午前10時48分

出席議員（10人）

1番 小 川 香 織	2番 児 玉 勇 治
3番 瀬戸山 譲 一	4番 牧 原 完 治
5番 西 園 貞 美	6番 泊 重 巳
7番 前 田 隆	8番 上 園 ミ キ
9番 宮 地 利 雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

1番 小 川 香 織	2番 児 玉 勇 治
------------	------------

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長	浜 屋 啓 子	書 記	大 園 保 広
------	---------	-----	---------

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長	宮 原 順	住民課長	田 尾 勝
副町長	畠 中 勇一郎	企画課長	中 島 孝 一
教育長	金 久 三 男	農地課長兼農業委員会事務局長	前 田 秀 一
会計管理者	有 嶋 義 昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田 輝幸
総務課長	江 口 勝 志	社会教育課長	吉 留 潤一郎
農林水産課長	瀬戸山 雅 樹	総務課長補佐	上 野 史 生
福祉課長	東水流 勝		
税務課長	西 田 博 文		
建設課長	寺 園 竜 二		

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 発委第 1号 東串良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意第 2号 監査委員の選任について
- 日程第 9 議案第 4号 東串良町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第10 議案第 5号 東串良町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第 6号 東串良町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第12 議案第 7号 東串良町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 8号 東串良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 9号 郵便切手、郵便はがき及び印紙購入基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第10号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第11号 東串良町赤ちゃんすこやか支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第12号 東串良町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第13号 令和 4 年度東串良町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第19 議案第14号 令和 4 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第20 議案第15号 令和 4 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第21 議案第16号 令和 4 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第22 議案第17号 令和 4 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

- 日程第23 議案第18号 令和5年度東串良町一般会計予算
- 日程第24 議案第19号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第20号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算
- 日程第26 議案第21号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算
- 日程第27 議案第22号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第23号 令和5年度東串良町水道事業会計予算

会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和5年第1回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番 小川香織議員及び2番 児玉勇治議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から3月16日までの11日間としたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から3月16日までの11日間に決定しました。
なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります案のとおりですので、御了承願います。

~~~~~

### ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。  
議長及び町長の報告は、お手元に印刷して配付してありますので、報告を省略します。  
また、第37回町村議会広報全国コンクールにおいて、本町議会の議会だより東く

## 会 議 の 経 過

し第153号が奨励賞企画構成部門を受賞し、去る2月8日の全国町村議会議長会  
会長から表彰されましたので報告します。

次に、委員会の閉会中の所管事務調査について報告を求めます。

広報広聴常任委員会委員長 瀬戸山譲一議員。

3番 瀬戸山議員。

### 3 番（瀬戸山）

諸般の報告を行います。

内容は、タブレットの中に今朝ほどに入っているということは皆さんにお知らせがあ  
ったと思います。執行部の方々にも入っていると思いますけれども、先月、埼玉、東京  
に行った御報告をいたします。

広報広聴常任委員会では、2月14日に議会だよりモニター制度を導入している埼玉  
県三芳町議会を調査しました。

調査内容は、三芳町議会の広報広聴常任委員会の所管事務及び議会だよりモニター制  
度であります。詳細については、お手元に配付している委員会調査報告書のとおりであ  
りますので、御参照ください。

今回の調査を踏まえ、議会だよりモニター制度を導入するとモニターからの意見や企  
画に関するアドバイス等を得ることができ、スムーズな編集作業が見込まれることを学  
んだところであります。

当議会において、今後モニター制度を導入する上では、三芳町のように的確な要綱を  
定めて、人材確保、謝礼、役割等について、他町村の状況なども調べる必要があると意  
見が集約されました。

以上で、報告を終わります。

### 議 長（田之畑）

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

◆ 日程第4 発委第1号 東串良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につ いて

議 長（田之畑）

日程第4 発委第1号 東串良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につ
いてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長 西園貞美議員。

5番 西園議員。

5 番（西 園）

会 議 の 経 過

おはようございます。

ただいま議題となりました発委第1号 東串良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明を行います。

東串良町役場課設置条例の改正に伴い、令和5年4月1日からまちづくり推進課が新たに設置することになり、総務民生常任委員会の所管にまちづくり推進課を加えるため、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、発委第1号 東串良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議 長（田之畑）

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件を議題

## 会 議 の 経 過

とします。

町長の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

東串良町新川西4921番地1、橋口眞澄さんを東串良町人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案理由は、人権擁護委員の任期満了となるため、委員を推薦しようとするものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

お諮りします。

本件は、適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任と認めることに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議 長（田之畑）

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件を議題とします。

町長の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

東串良町川東4922番地の小倉とよ子さんを東串良町人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案理由は、人権擁護委員の任期満了となるため、委員を推薦しようとするものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

お諮りします。

本件は、適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任と認めることに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第7 同意第1号 教育委員会委員の任命について

議 長（田之畑）

日程第7 同意第1号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

同意第1号 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

東串良町新川西5092番地の吉田勝海さんを教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

提案理由は、教育委員会委員の任期満了によるものでございます。

御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、同意第1号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第8 同意第2号 監査委員の選任について

議 長 (田之畑)

日程第8 同意第2号 監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

同意第2号 監査委員の選任について御説明申し上げます。

東串良町川東3725番地2の坪山勝さんを東串良町監査委員に選任にしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案理由は、前任者の退職願いを承認したことに伴い、新たに監査委員を選任する必要が生じたためでございます。

御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

会 議 の 経 過

これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、同意第2号 監査委員の選任について同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

- ~~~~~
- ◆ 日程第 9 議案第 4 号 東串良町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
 - ◆ 日程第 10 議案第 5 号 東串良町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
 - ◆ 日程第 11 議案第 6 号 東串良町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
 - ◆ 日程第 12 議案第 7 号 東串良町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
 - ◆ 日程第 13 議案第 8 号 東串良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - ◆ 日程第 14 議案第 9 号 郵便切手、郵便はがき及び印紙購入基金条例の一部を改正する条例の制定について
 - ◆ 日程第 15 議案第 10 号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - ◆ 日程第 16 議案第 11 号 東串良町赤ちゃんすこやか支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ◆ 日程第 17 議案第 12 号 東串良町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第9 議案第4号 東串良町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につ

会 議 の 経 過

いてから日程第17 議案第12号 東串良町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定についてまでの9件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第4号から議案第12号までを御説明申し上げます。

議案第4号 東串良町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について御説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、制度運用に必要な事項を規定する必要が生じたため、条例を制定するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第5号 東串良町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について御説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会における制度運用に必要な事項を規定する必要が生じたため、条例を制定するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第6号 東串良町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について御説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、制度運用に必要な事項を規定する必要が生じたため、条例を制定するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第7号 東串良町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、制度運用に必要な事項を規定する必要が生じたため、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第8号 東串良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

地方公務員法に基づき、給与の支給方法及び支給条件に関する事項を定めるため、東串良町職員の給与に関する条例等の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第9号 郵便切手、郵便はがき及び印紙購入基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

町では、鹿児島県から権限移譲を受け、一般旅券の発給に関する申請の受理及び交付事務を行っている。旅券交付の際に鹿児島県の収入証紙が必要であるが、町内に販売所がないことから、柏原簡易郵便局を県の指定販売所として位置づけ証紙の取扱いを行うこととするため、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

会 議 の 経 過

たします。

次に、議案第10号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、東串良町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第11号 東串良町赤ちゃんすこやか支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

第3条と第5条に定められている内容の解釈を統一するため、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第12号 東串良町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

現行の受給資格が9月1日に受給対象年齢に達していることと規定されているものを年度内の到達年齢で同一額となるよう資格基準を見直すために改正するものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

- ~~~~~
- ◆ 日程第18 議案第13号 令和4年度東串良町一般会計補正予算（第8号）
 - ◆ 日程第19 議案第14号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - ◆ 日程第20 議案第15号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）
 - ◆ 日程第21 議案第16号 令和4年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
 - ◆ 日程第22 議案第17号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議 長（田之畑）

次に、日程第18 議案第13号 令和4年度東串良町一般会計補正予算（第8号）から日程第22 議案第17号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの5件を一括議題といたします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました、議案第13号から議案第17号までを御説

明申し上げます。

初めに、議案第13号 令和4年度東串良町一般会計補正予算（第8号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,722万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億1,584万9,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるところでございます。

次に、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」によるところでございます。

また、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第14号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,119万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,270万3,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第15号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,335万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,395万7,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第16号 令和4年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ574万9,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第17号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億915万5,000円といたしました。歳入歳出

会 議 の 経 過

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

- ◆ 日程第23 議案第18号 令和5年度東串良町一般会計予算
- ◆ 日程第24 議案第19号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- ◆ 日程第25 議案第20号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算
- ◆ 日程第26 議案第21号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算
- ◆ 日程第27 議案第22号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- ◆ 日程第28 議案第23号 令和5年度東串良町水道事業会計予算

議 長（田之畑）

次に、日程第23 議案第18号 令和5年度東串良町一般会計予算から日程第28 議案第23号 令和5年度東串良町水道事業会計予算までの6件を一括議題とします。

まず、町長に施政方針の説明を求め、引き続き各件について提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

令和5年第1回東串良町議会定例会の開催にあたり、令和5年度の私の施政方針を述べさせていただき、議員各位並びに、町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、現在、療養中の方々に対しましてお見舞い申し上げます。

また、医療関係従事者をはじめ、各方面で新型コロナウイルス感染症に立ち向かう方々に対しまして敬意を表します。

ワクチン接種におきまして、引き続き福祉課を中心にスムーズな運営が行えるよう万全を尽くす所存でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の陽性者等に対する支援につきましては、保健所の協力を得ながら必要な支援を適宜適切に実施してまいります。

さて、私が町政の重責を担わせていただき、二期目も後1年を残すのみとなりました。振り返りますと、昨年は、町制90周年の記念の年でございます。記念式典及び祝

賀会やNHKのど自慢など、さまざまな分野において開催した関連の行事につきましても盛会にて終わることが出来ました。これもひとえに議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力の賜物と深く感謝いたしております。

令和5年度におきましても「笑顔あふれるまちづくり」をスローガンに掲げ、町民の皆様の幸せのために、「こどもに夢を」・「若者にロマンを」・「お年寄りに愛を」を重点項目として職員にも町政の各施策において一歩前へ進む行動力を働きかけ、町民サービス向上のため全力で取り組むよう指示しております。

私自身が就任当初から行っておりますトップセールスは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い行えておりませんでした。現在は、行動制限もございませんので、今までも増して精力的に行い、東串良町の魅力発信源となるよう努め、町のさらなる活性化につなげるため、実効性のある効果的な施策を年次的に着実に実施できるように取り組んでまいりたいと思っております。

なお、財政につきましては、国の令和5年度地方財政対策の概要において、地方交付税の1.7%増、臨時財政対策債の44.1%減となっております。具体的には、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、各種重要課題に取り組めるよう地方交付税を増額し、地方財源不足の縮小のため、臨時財政対策債を抑制するとされております。

こうした中ではございますが、直面する本町の諸課題に積極的に取り組みながら、安定的な財政運営の指標となる「財政健全化判断比率」等に留意しつつ、収支の均衡を保ち、住民のニーズにできる限り対応し、「東串良に住んで良かった」と思われるよう各施策を進めてまいります。

まず、はじめに消防・防災対策でございますが、防災対策施設の整備が6月には終了する見込みでございます。

また、防災マップについては、作成から5年が経過しておりますので、再度の作成を予定しております。

DXの推進については、これまで以上にスピード感をもって取り組むため、まちづくり推進課を新たに設置します。デジタルに関する庁内における横断的な取り組み、住民サービスの充実、事務効率化において、住民・行政双方の目線から地域社会全体の活性化に資するために、まずはコンビニ交付など総合的なDXに取り組めます。

人口減少対策につきましては、以前より定住促進住宅用地貸付事業を推進してまいりました。池之原の第5次定住貸付地の全46区画の住宅建設が令和5年度で全て完成する予定であり、着実に町外からの移住定住が図られております。近年の転入が転出を上回るという社会増の傾向に大きく影響していると考えられます。本町の魅力や充実した移住促進事業補助金制度等を町内外へ広く情報発信し、引き続き移住定住人口の確保に努めてまいります。更には、民間資金を活用した集合住宅の建設に対する支援策により、実績として3か所で集合住宅の建設が完了しております。更なる制度の周知を図り、住宅不足の解消と定住促進に向けて取り組んでまいります。

空き家対策につきましては、空き家等に関する対策を定める「東串良町空き家等対策計画」を基本とし、空き家バンクへの登録を推進するとともに空き家改修補助金制度を



活用しながら適切な管理や利活用の促進に努めてまいります。

次に商工業の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症や物価高騰対策として、家計支援及び購買力の流出防止や地元商店の売上向上に向け、昨年度に引き続き10割増しのプレミアム付き商品券発行事業を今年度は町単独事業として実施します。また、商工会が会員へ実施する指導や研修により、経営の効率化などを通じて、利益の向上を図るための施策として商工振興事業補助金交付事業も併せて実施いたします。

次に観光事業につきましては、柏原海岸のルーピン、唐仁古墳群や本町独特の自然景観等を活用し、周辺市町との連携による広域観光を更に推進してまいります。特に、唐仁古墳群という本町の貴重な文化財資源を観光面でも有効に活用するために観光スポットとなる環境整備を進めてまいります。

また、柏原海岸や松林の景観対策として、海岸清掃と円山公園・ふれあいの森の松林内清掃作業等を昨年度に引き続き実施いたします。円山公園管理センター（愛称：MARU MARINE）を拠点に、イベントの計画・開催や観光情報の発信に努め、町内外の方々が集い楽しめる空間となるよう公園等の機能充実も図ってまいります。

更には、近年利用者が増加傾向にあるふれあいの森キャンプ場近くの町有林内に、昨年度に引き続き松露をイメージした宿泊用ドームハウス2棟を整備いたします。

また、コロナ禍における経済対策の一環としましては、東京で10年以上の実績のある体験型イベントアウトサイドフェスティバルを本町で開催されれば九州で初となることから、本町活性化の一大イベントとして位置付け開催を目指してまいります。一方、これまでの物見遊山的観光から着地型観光へのニーズが高まってきております。株式会社おおすみ観光みらい会議と連携を図り、ツーリズム協議会の会員による県内外からの修学旅行生受入れの支援を行い着地型旅行の受け入れを推進してまいります。更には、ドームハウスに宿泊してもらい、町内の飲食店での食事や食品関連事業所での商品づくりの体験をしていただく「食」をメインとしたプレミアムツアーを推進しツアーの基盤を構築してまいります。

ふるさと納税につきましては、歳入確保の重要項目として位置づけております。また、官民・民民間の連携により返礼品の充実を図り、単に寄附額を増やすだけでなく、町の特産品PRの機会ととらえ引き続き実施してまいります。

姉妹都市盟約につきましては、現在、コロナ禍において行動が制限されるような国県の発令もないことから、今年度は、積極的に観光資源その他の共通部分等を見出し、そのことをきっかけとして幅広い分野での交流の基盤構築が図られるよう引き続き邁進してまいります。

次に農業の振興でございますが、農家の高齢化や人口減少に伴う担い手不足という構造的問題の解決に向け、生産性の向上に繋がるスマート農業の一層の推進と、新規就農者確保対策を進めてまいります。

また、次の世代に「持続可能な農業」を繋いでいくため、二酸化炭素排出抑制を中心とした環境負荷の少ない農業への転換を進めてまいります。

施設園芸につきましては、資材価格の高騰や販売価格の落ち込みにより経営が不安定になっております。まずは、生産性の向上を図るため、ハウス内環境制御技術や自動収

穫ロボットなどの「スマート農業技術」を積極的に取り入れ、収益を確保できる態勢を取っていきたいと考えております。

畜産につきましては、引き続き畜産クラスター事業の継続による機械リース事業と施設整備事業に取り組んでまいります。また、昨年１０月に開催された第１２回全国和牛能力共進会での好成績を受け、鹿児島黒牛日本一のＰＲに努め、低迷する子牛価格の回復に力を入れる所存です。

今年１月に串良地区で大隅地域初となる高病原性鳥インフルエンザが確認され、その後の感染拡大が心配されましたが、各種対策により、感染拡大を阻止することができました。令和５年度においても、引き続き万全の対策を講じてまいります。

水田営農につきましては、品質保持のための水稻航空防除事業を継続して実施いたしますが、農薬による環境負荷の低減と作業効率の向上を図るため、ドローンによる散布の規模拡大も検討してまいります。また、「水田活用の直接支払交付金」等を活用し、「加工用米」等の推進を図るとともにＷＣＳ用稲の作付けを推進し、経営の安定に繋げてまいります。

畑作におけるさつまいも栽培につきましては、平成３０年産から発生した基腐病を始めとする各種病害について、関係機関と連携を図りながら対策に努めてまいります。

露地野菜の振興につきましては、農業法人を中心とした農地の集積・拡大もある程度上限に達しており、今後は水田を活用した高収益作物の栽培を推進し、収益力向上に寄与してまいりたいと考えております。

保安林保護につきましては、松くい虫の特別防除を引き続き実施するとともに、鳥獣被害対策においても、鳥獣被害対策協議会、また、令和２年度に発足した住民参加による鳥獣ハンターとも連携を図りながら、農作物等への被害防止・軽減に努めてまいります。

水産業につきましては、つくり育てる漁業の取組としてヒラメ・マダイの放流を引き続き支援し、東串良漁業協同組合が導入した急速冷凍施設等の活用を図り、魚類の販売促進を計画的に推進してまいります。

波見港周辺に放置されている船舶等につきましては、関係機関と連携を図り、継続的に放置艇の解消を図る指導を行ってまいります。

将来性のある第一次産業支援につきましては、農業・漁業の安定した経営維持支援・新規参入者促進を図り、農業・漁業の発展に努めてまいります。

次に土地改良事業の推進でございますが、農地中間管理機構等を利用した農地の貸し借りを推進することにより、担い手への農地の集積・集約化を促進し、水田の大区画化・汎用化等の農地整備や農業水利施設・農道・用排水路を整備し、農地利用の最適化に取り組んでまいります。

農道整備につきましては、県単独のかごしまの農業未来創造支援事業や農地耕作条件改善事業等を活用し計画的に整備を実施してまいります。

また、基盤整備につきましては、現在、工事を実施している経営体育成基盤整備事業岩弘地区のほ場整備を計画的に進め、農地集積や道路の拡幅、用水のパイプライン化により農作業の効率化・農業生産性の向上を図ります。

次に土木事業の推進でございますが、国・県の財政事情等、引き続き非常に厳しい現状ではありますが、地域指定等による有利な財源確保に努め、住民の皆様方の要望等にも十分配慮しながら計画的に進めてまいります。

まず、国管轄の国道・河川に関しましては、国土交通省大隅河川国道事務所と協力連携を図りながら計画的改修を推進いたします。

県管轄道路の国道448号の道路整備につきましては、令和3年度から事業化され、地域の交通の安全確保、また、活性化を図るため、今後も早期完工に向け、引き続き県へ要望してまいります。

また、東九州自動車道の野方インターへのアクセス道路としての県道黒石串良線の整備促進につきましても、大崎町とも連携をしながら、早期整備を継続して県に要望し、地域経済の活性化に繋がるよう努力いたします。

町道改修につきましては、継続路線としまして、豊栄馬越線、池之原大隅線、池之原境線の3路線と、新規路線としまして、下之馬場山野線、池之原街道添線、山之井線の3路線の拡幅・改良工事を実施し、住民の安心安全を確保する道路網の整備を図ってまいります。

また、東串良町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、1橋の修繕を実施いたします。

県管轄の河川関係につきましては、塩入川改修を進めておりますが、堤防工事が計画的に進むよう、事業早期完工に向け、引き続き県へ強く要望してまいります。

公営住宅関係につきましては、東串良町公営住宅等長寿命化計画に基づき、修繕を実施いたします。

水道事業につきましては、安全で安心な水を常に安定してお届けできる事業経営を行い、本町水道事業を次世代に引き継ぐために必要となる財源を確保するため、適正水準への料金改定を実施し、運営基盤の強化と水道サービスの向上に取り組んでまいります。

また、東串良町新水道ビジョンに基づき、中央地区配水施設負荷低減のため、配水区域再編の検討を実施いたします。

次に福祉行政でございますが、町民の方々が健康で安心して暮らせる環境づくりを推進し、保健・福祉サービスの充実に努めてまいります。

高齢者福祉対策につきましては、「高齢者地域支え合いグループポイント事業」等により元気で生きがいの持てる環境づくりなど、地域で高齢者が安心して暮らせる体制づくりに努めてまいります。

また、高齢者福祉センターは、施設の適切な維持管理に努めながら、高齢者の閉じこもり防止、認知症予防、健康維持増進のための憩いの場として、活用を図ってまいります。

さらに、「敬老年金給付」をはじめとする高齢者支援事業を引き続き実施します。また、町の単独事業として実施している「紙おむつ給付事業」「介護者福祉手当支給」を実施することで、介助者の負担軽減も図ってまいります。

障がい者福祉対策につきましては、関係機関と連携を図り、相談業務や情報提供及び福祉サービスの給付など、必要な支援に努めてまいります。

児童福祉対策につきましては、安心して出産・子育てができる環境整備を図るため、

妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、必要な支援を実施するなどの「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業」を新たに実施し、さらに、出生祝金を支給する「赤ちゃんすこやか支援事業」や「副食費等の補助」「新生児のオムツ購入費補助」の継続により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることで、出生率の向上にも寄与できるよう努めてまいります。

また、「子育て世代包括支援センター」では、母子手帳交付から18歳まで必要な支援を継続的に実施し、新生児・産婦訪問事業や乳児全戸訪問事業、子育て相談などと合わせ、子育てサポートの充実を図ってまいります。

保育事業につきましては、保育を必要とする全ての家庭が利用できる体制づくりに努めてまいります。

生活困窮者支援対策につきましては、「大隅くらし・しごとサポートセンター」や「社会福祉協議会」「民生委員」などと連携し、包括的な支援に努めてまいります。

保健衛生事業につきましては、各種がん検診をはじめ、特定健診および特定保健指導などを推進し、「生活習慣病重症化予防」に積極的に取り組みながら町民一人ひとりが主体的に、健康管理ができるよう保健事業等の充実を図ってまいります。

また、乳幼児から高校3年生までの「医療費の全額助成」についても継続し、子育て世代のサポートや子ども達の早期受診による疾病の重症化予防に取り組みます。

さらに、乳幼児の健診や保健指導、妊産婦の定期健診、不妊治療の助成に加え、出産後の心身の安定と育児不安の解消を図るため、産後ケア事業や母子健康相談も引き続き実施します。

次に、新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種につきましては、昨年同様、予防接種を円滑に進められるよう関係機関との連携を図りながら、適切に対応してまいります。

他の予防接種助成事業につきましては、乳幼児の定期予防接種のほか成人用肺炎球菌も助成を延長します。

また、成人男性の風しん対策としては、対象となる約350名に対し、抗体検査と予防接種を無料で実施してまいります。

国民健康保険事業につきましては、加入者の高齢化や若年層の人口減少という国保の構造上の問題から、今後も厳しい財政運営が続いていくものと予想しております。

また、コロナ禍において、この2年間、医療費の伸びは抑制されているところではありますが、引き続き「医療費適正化対策事業」「特定健康診査事業」「特定保健指導事業」「国民健康保険税徴収率向上対策事業」「重複服薬者等対策事業」を着実に進め、高齢化の進展に伴う急激な医療費の伸びを少しでも抑制できるよう取り組んでまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、運営主体である「鹿児島県後期高齢者医療広域連合」と連携し、保険料の収納や窓口業務の対応を行い、制度の円滑な運営に努めてまいります。

また、昨年に続き、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を実施し、高齢者の健康管理についても継続的に取り組んでまいります。

介護保険事業につきましては、地域包括支援センターを中心に適切なサービスの提供に努め、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

また、「ころばん体操」や「ひらめき体操」「高齢者等のサロン活動の支援」や高齢者を支える地域づくりの「生活支援体制整備事業」の推進にも努めてまいります。

次にマイナンバーカードを利用して、住民票の写し・印鑑登録証明・税証明等の交付をコンビニエンス店で交付できるように、システム整備を行うことや、マイナポータル手続きにより、転出・転入・転居等のワンストップ化を図ります。

また、鹿児島県市町村情報センターと連携し、戸籍の氏名に読み仮名の法制化対応、正本と副本の一致確認、事務内連携改版対応等を行います。

国民年金事業につきましては、窓口や電話等による住民からの年金相談に対し、年金機構の鹿屋年金事務所と連携し、随時対応いたします。

生活環境対策につきましては、生活排水対策として住宅に小型合併浄化槽を設置する方に対し補助を行います。また、トイレのみの単独槽や汲み取り槽から合併槽への転換については、撤去費用と宅内の配管工事費に補助を行います。さらに、町内の施工業者を利用される方については、町単独による加算も行います。

また、衛生対策につきましては、処理施設の長寿命化のため、ごみ排出量の縮減と各リサイクルを推進し、総量縮減に努めながら住民生活の向上を図ります。

また、不法投棄対策として、東串良町衛生自治団体連合会と連携を図り、巡回パトロールを行うことで、地域と共に機運を醸成してまいります。

なお、今年度も海岸漂着物等地域対策推進事業を実施し、ゴミの撤去と併せて軽石の除去作業を行い、柏原海岸の環境美化に努めます。

次に教育の振興でございますが、社会の変化に的確に対応できるとともに、生涯にわたって自己実現を目指す人間、夢や希望の実現に努め社会や本町の発展に貢献できる人間の育成に努めてまいります。

学校教育行政の具体的施策につきましては、確かな学力・豊かな心・健やかな体を一体的に育む教育の推進、規範意識を養い、個々の能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進、保護者・地域社会から信頼される学校づくりの推進、生命尊重の重視、学校・家庭・地域社会が連携して子どもを育てる環境づくりを推進してまいります。

また、「郷土検定」を実施するとともに、児童生徒を対象とした土曜学習講座「ひっくら塾」では、本年度からの新たな取組として、プログラミング講座を実施し、時代の要請に応えてまいります。

次に、学校における子どもの安心安全を図るため、登下校時の巡回パトロール、3校合同の防災訓練や小中一貫教育の充実、池之原小学校東校舎屋上防水工事、柏原小学校図書館空調設備更新工事、東串良中学校プール改築工事、東串良中学校自転車置場改築工事の整備など、快適な環境整備事業などに取り組んでまいります。

令和3年度から導入した一人1台タブレットにつきましては、各学校におけるさらなる推進のため、活用研修の充実等に努めてまいります。

また、昨年度フィルタリングソフトを導入していますので、持ち帰りの拡充を進めて

まいります。

さらに、昨年度導入した校務支援システムによる学校職員の業務改善にも引き続き取り組んでまいります。

学校給食事業につきましては、地元食材のさらなる活用を模索しつつ、地産地消を推進し、バランスの取れた献立を工夫するとともに、調理業務委託業者と連携しながら徹底した衛生管理を行い、安心安全な学校給食を提供できるよう努めてまいります。

また、給食費補助事業を継続し、保護者負担の軽減を図り、引き続き子育てのしやすい教育環境整備の一助といたします。

青少年教育につきましては、関係機関と連携を密にしながら、地域社会でのボランティア活動や自然体験活動の推進並びに家庭教育の機能充実を図り、ふるさとに誇りと愛着を持ち、個性豊かで心身共にたくましい青少年の育成に努めてまいります。

社会教育につきましては、「東串良町教育振興基本計画」に基づき、「地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進」「生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興」に取り組んでまいります。

地域ぐるみでの子どもの育成として、多くの地域住民や多様な団体等が連携・協働した「地域学校協働活動」を推進してまいります。

また、地域を支える次世代の人づくりとして、関係機関と連携を密にしながら、地域社会でのボランティア活動や自然体験活動の推進を図り、ふるさとに誇りと愛着を持ち、個性豊かで心身共にたくましい青少年の育成に努めてまいります。

家庭の教育力の向上として、家庭教育学級等における保護者の参加促進や子どもの年齢に応じた研修の充実に努めてまいります。

次に社会体育につきましては、生涯スポーツの推進として、5月に開催予定の鹿児島国体デモンストレーション競技「史跡巡りウォーキング」や8月に実施予定の炬火リレーなど県と共に鹿児島国体の成功に努めてまいります。

また、スポーツ推進委員の資質向上を図るとともに指導体制を整備し、体育協会との連携を図りながら各種スポーツ団体やスポーツ少年団の育成を図ります。

さらに、施設の整備・充実を図るとともに、利用者の安全を確保しつつ、スポーツに親しみやすい環境づくりに努めてまいります。

文化財の保存・活用につきましては、引き続き唐仁古墳群の保存・活用に努めてまいります。本年度は、専門の委員より適切な発掘調査方法についての意見を伺いながら、唐仁古墳群1号墳の調査を予定しております。

おわりになりますが、以上、令和5年度における町政運営にあたって述べてまいりました。

各施策の執行につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に特に留意しつつ、財源の確保に努めながら、費用対効果を重視し、適正かつ有効な住民サービスを提供したいと考えております。

私の信条は「笑顔あふれるまちづくり」です。町民主体の活力に満ちた町政にしたいと思っておりますので、議員各位の皆様をはじめ、町民の皆様方の深い御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 会 議 の 経 過

ありがとうございました。

議 長（田之畑）

ここでしばらく休憩いたします。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時41分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

引き続き、令和5年度当初予算について、御説明申し上げます。

まず初めに、議案第18号 令和5年度東串良町一般会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66億3,900万円とし、対前年度比で9.09%の増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

次に、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるところでございます。

また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は4億5,000万円と定めたところでございます。

最後に、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳入歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第4条によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第19号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億666万6,000円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

次に、地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めたところでございます。

また、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費

の金額を流用することができる場合は、本予算の第3条によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第20号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億6,260万8,000円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

次に、地方自治法第235条の3第2項の規定による、一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めたところでございます。

また、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第3条によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第21号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ369万9,000円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第22号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億812万7,000円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第23号 令和5年度東串良町水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

業務の予定量は本予算の第2条によるところでございます。

次に、収益的収入及び支出の予算額は、本予算第3条によるところでございます。

次に、資本的収入及び支出の予定額は、本予算第4条によるところでございます。

次に、一時借入金の限度額は5,000万円と定めたところでございます。

次に、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算第6条によるところでございます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、本予算第7条によるところでございます。

また、水道事業に助成するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,007万円と定めたところでございます。

最後に、棚卸資産購入限度額は1,000万円と定めたところでございます。

御審議くださるようお願いいたします。



## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月13日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会 午前10時48分

令和5年第1回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 令和5年3月13日 午前9時30分
散 会 令和5年3月13日 午後2時22分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
----------	----------

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長	浜屋 啓子	書記	大園 保広
------	-------	----	-------

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	田尾 勝
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	金久 三男	農地課長兼農業委員会事務局長	前田 秀一
会計管理者	有嶋 義昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田 輝幸
総務課長	江口 勝志	社会教育課長	吉留 潤一郎
農林水産課長	瀬戸山 雅樹	総務課長補佐	上野 史生
福祉課長	東水流 勝		
税務課長	西田 博文		
建設課長	寺園 竜二		

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
一般質問の目次	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第13号 令和4年度東串良町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 3 議案第14号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 議案第15号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 5 議案第16号 令和4年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第17号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

一般質問の目次

質 問 者	質 問 事 項	掲載ページ
小 川 香 織	1. まちづくり推進課設置について	p. 1～
	2. 水道料金の値上がりについて	p. 5～
	3. 障がい者福祉対策について	p. 8～
	4. 交通弱者への対策について	p. 11～
	5. 学校安全について	p. 15～
	6. 町の情報発信について	p. 16～
	7. 医療費の窓口負担について	p. 18～
瀬戸山 譲一	1. 町長施政方針について	p. 20～
	2. 地域コミュニティの形成について	p. 30～
	3. 登校できない児童生徒について	p. 34～
宮 地 利 雄	1. 子どもの国保税の均等割の軽減策について	p. 37～
	2. 国保税の軽減について	p. 38～
	3. ペーパーレスの考え方について	p. 40～
	4. 水田活用直接支払交付金の見直しについて	p. 41～
前 田 隆	1. 畜産振興について	p. 43～
泊 重 巳	1. 令和5年度施政方針について	p. 48～
	2. 公共施設の整備について	p. 51～

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日から会議を開きます。
直ちに議事に入ります。

~~~~~

◆ 日程第1 一般質問

議 長（田之畑）

日程第1 一般質問を行います。  
順番に発言を許します。  
1番 小川香織議員。  
1番 小川議員。

1 番（小 川）

おはようございます。今回で一般質問をする機会も最後となります。これまでいただいた住民の皆様からの切実な思いを少しでも理解していただき、真に寄り添う行政の構築、つまりは私たち議員の声を、また町民の皆様からいただく切実な声を真摯に受け止めた対応と町長の答弁、姿勢を切に願い、いただいた言葉に注視し、質疑したいと思います。

それでは、通告に従いまして、まちづくり推進課設置について伺います。

まず、さきの臨時会で本町におけるDX等の推進を職務とするまちづくり推進課を設置したいため、東串良町役場課設置条例の一部を改正する議案が提出されました。当初事業計画につきましては、答弁されると思いますので、控えたいと思いますが、このように先進的かつ専門的な課の設置については、私も推進していくべきと考えており、その期待から具体的事業計画などの説明や影響について質疑しました。

協議会等での答弁も含めますが、当初、まずは、課長を設置し、その他職員は総務課等からの兼務で人員を調整する。また外部人材の設置、検討はまだである等の答弁をいただき、具体的項目については煮詰まっていないとの答弁をいただきました。もちろん今後進めていく中で検討していくという考えは受け止めましたが、具体的事業計画が決定していない中、課長に就任する職員の負担や通常業務でも忙しい職員に兼務を任せる負担を考えると困惑しました。今後、令和5年度の当初予算を審議する際にも、議員として責任を持ち、予算を決定しなくてはなりません。計画の定まらない職務に従事することで起こり得る職員の負担や事業の停滞、関係職員の不安や困惑、混乱などは通常の業務に支障を来すと考えます。このことは、町民への住民サービス低下や最悪の場合、行政不信につながると考え、私は推進派であるにもかかわらず、当時反対の立場を取らせていただきました。4月より人事も決定すると思いますが、最も大切な住民サービスに影響しないためにも、また円滑な事業運営、推進につなげ

## 会 議 の 経 過

ていただくためにも、1 番目、具体的な計画内容、期間、予測される人員の配置等に対し、その後の推進状況を尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

それでは、まちづくり推進課設置についてお答えします。

新設されるまちづくり推進課において、具体を策定していくという前提においてお答えさせていただきます。まず、計画の内容及び期間といたしましては、以前、2 月臨時議会にて触れさせていただきましたが、国が策定した自治体 D X 推進計画に記載される重点取組項目を中心に計画していくべきものと考えています。

期間につきましても、国が 2 0 2 6 年 3 月としていることから、長期的な計画とはせず、3 年から 5 年の計画になろうかと思われれます。

また、人員の配置は、当初新たに課長を配置し、総務課職員兼務での構成と考えていましたが、泊議員からの助言も踏まえまして、より強い推進体制を構築するために、プラス担当職員 1 名程度の配置を考えています。こちらについては、職員数との関係もありますので、できれば、そのようにしたいと思っております。

さらに、専門知識をお持ちの鹿児島県 D X アドバイザー等を併任されている方を令和 5 年 4 月に D X フォローとして委嘱するよう進めております。委嘱後には、各計画策定への関与や職員研修などを考え、お願いする計画でございます。

横断的な取組を進めていくため、各課へ D X 担当職員を置く考えもありますが、いずれにせよ、新課において検討していくことを申し添えます。

以上です。

議 長（田之畑）  
1 番 小川議員。

1 番（小 川）

次に、事業計画を担当する職員の負担と、兼務する職員負担、またその負担により住民サービスへの影響についてどのように考えるか尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

先ほども申し上げましたとおり、事業計画を策定していくことも一つの業務となり

ますので、できる範囲の体制を整えた上で、担当職員には全うしていただこうと考えております。

また、その負担による住民サービスへの影響はということですが、職員の異動による経験値の減少から少なからず住民への影響もあろうかと思えます。ただし、これは毎年の異動におけるものと同様のことと考えておりますので、まちづくり推進課をしっかりと前に進めるための人員配置もさきに述べさせていただきましたとおり、検討しているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

次の町民の意見は取り入れるかについて尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

町民の意見反映のされ方として、まず町民の代弁者であります議員の御意見がありますが、また各計画案策定の際に、パブリックコメントを募集する方法もございます。さらに、策定段階から委員などとして関わっていただく場合も想定できます。事業計画の個々に関わる意見反映は、一定のコストと時間がかかることも考えられますので、パブリックコメントも含めて、まちづくり推進課において今後検討いたします。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

当初町民の意見のほうは考えていらっしゃらないということでしたが、今回の答弁で、町民のほうの意見を取り入れるパブリックコメントのほうを推進していくという答弁をいただき、大変うれしく思っております。そもそもこの課の設置は住民の利便性を一番に検討し、設置するとの説明でした。町民の利便性は何でしょうか。どのように確認して、課と推進していくつもりなのでしょうかと考えたときに、まちづくりの真ん中に来るのは町民です。なので町民を作成またはパブリックコメント、いろいろな事業に関して参加するのは当然だと思っています。

先ほどの答弁にあったとおり、これからも町民主体の政策事業を推進していって

ただきたいと思います。そしてそのためには、町民の意見を取り込むシステムづくりが必要だと思います。今後検討されるということでしたが、早期にこのシステムづくりを検討していただきたいと思います。

協議する場所と計画がやはり必要です。このことも早期に検討、計画をしてほしいです。例えば吉備中央町のように、協議会をつくり、産官学金民などの関係者とともに推進協議会の規約、事業計画及び収支予算、事業の推進体制、今後のスケジュールなど話し合う形づくりの検討も必要だと思います。

また、デジタル田園都市国家構想交付金を利用するに当たり、対象条件や評価基準があります。どの交付金を利用し、事業を円滑に推進するかなど、計画性を持って行う必要があります。この交付事業は比較的新しく、交付額もタイプや評価基準で異なるため、まちの限られた財源を有効に活用されるためには、兼務ではなく専門の職員が必要です。交付条件のよい事業を積極的に行うに当たり、先ほど担当を1名追加するということでしたが、さらに十分な職員体制が必要だと思います。必要な環境と予算を確保するためにも事業目標、計画が必要です。このデジタル田園都市国家構想事業は、これまでの地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、デジタル田園都市国家構想推進交付金を構想実現に向けて分野横断的に支援できる交付事業です。これは先ほど町長のほうも横断的に行うとおっしゃっていたので同じ内容です。必要な事業があれば積極的に幾つかの事業を同時に推進していくということも考える必要があります。つまり、短期・中期・長期的計画に基づいた事業と住民も参加したまちの課題解決、利便性を追求していくべきだと思います。それがまちづくりとしては当たり前だと思いますが、町長、今後町民を第一に考えた事業の推進と住民の声を取り入れる協議会等の開催、計画性のある事業計画の取組を再度検討されているか確認します。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほどお答えしましたが、このことを含めて推進課のほうで、今後検討いたします。以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今後検討するということでしたが、計画がなければ検討は目標を失ってしまいます。なので、早期に計画をして、その計画の中で必要な人材、期間とか、そういったものを検討していただきたいと思います。

担当職員については1名もしくは鹿児島県の専門の方をということでお話をいただきましたが、例えば専門性のある地域おこし協力隊の公募なども検討されてみてはい



いのかなと思っております。最新ですと、交付対象事業については、令和5年3月10日、デジタル庁のデジタル実装タイプに137ページにわたり事業が掲載されています。我がまちに必要な事業の構想を検討するに当たり、このような交付事業を見ながら地域、住民一体となったまちづくりをお願いしたいと思っております。町長、再度考えを確認します。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
先ほどもお答えしましたが、この鹿児島県のDXアドバイザーですけれども、陳内さんという方が職員も自分のほうでも広域的に準備できますよということを伺っておりますので、今言ったみたいに推進課のほうで今後検討しますので、そこは御理解いただきたいと思います。

議 長（田之畑）  
1 番 小川議員。

1 番（小 川）  
今後検討されるということですが、今後という説明であると、どうしてもいつするのかと疑問に思うことがありますので、できれば具体的内容を示されるような政策事業展開をお願いしたいと思います。

次に、水道料金の値上がりについて質問をいたします。

さきの定例会で東串良町水道事業給付条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場をとらせていただきました。私見ですが、この議案提出は、水道施設整備費国庫補助金交付要綱において、水道基盤強化計画が必要であるためだと考えています。異なっていれば御指摘ください。私も老朽化する施設整備に有効な補助金を使用することは必要であると理解しましたが、一般家庭で平均54%の値上げは、収入の増加見込みもなく、原油価格、物価高騰にかかる公共料金の値上がり、先行きの見えない生活用品、食品の高騰に不安を抱えている町民が多くいる中で状況に応じた軽減策や緩和、支援策も提示されず、条例改正に伴う負担金額のシチュエーション等も提示されない中、十分な審議、検討ができませんでした。真に住民に寄り添った決定と判断できないと考え、同僚議員の意見に賛成しました。

質問です。料金の改定による一般家庭、事業所、水産業、畜産業、農業、商業に対し、改定前と比較した負担増加分は、どの程度と試算しているか尋ねます。

また、負担増に対する具体的な軽減支援策があれば尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

地方公営企業法によりまして、企業運営に要する経費は、当該地方公共企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされております。今回の料金改定は、一般会計からの繰入金等の運営資金に依存することなく、水道料金収入も主たる財源として経営する水道事業として独立採算制の原則と受益者負担の原則によって料金改定を実施するものでございます。改定率は、一般家庭や水産業、その他業種全て同率の増となっております。

また、地方公営企業法によりまして、料金は公正妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保できるものでなければならぬとされていることを考えると、今回の料金改定につきましては、経営改善に向けた最低限の改定幅でありますので、給水原価を、供給単価を上回り、毎年赤字決算にある状況で、議員の質問にあるような軽減支援策を講じることが、今回の料金改定の趣旨に反することと考えておりますので、今回の水道料金の改定は一般家庭を含め、様々な方々に影響があるものと思われそうですが、安心・安全な水の供給を得られるならば、水道使用者の理解は得られるものと考えております。

また、今回の水道料金改定では、近隣市町の水道料金と比較しても何ら差のない料金になっておりますので、現段階では軽減支援策を講じることが考えておりません。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

料金改定を行う以前の負担金はどの財源から充当されていたのでしょうか。今回老朽化などの施設整備に交付金が充当可能となれば、本来集金できていなかった利用料金も合わせると、回収した料金と合わせると相当な額の一般財源繰越充当がなくなるのだと考えています。その軽減された町の財政分を町民のほうに還元することはできないのかなと考えております。もちろん料金については妥当だということも分かっております。東串良の水道料金が比較的近隣市町村より比べて低価であるということもお聞きしております。ただ、低価であったとしても、これまでその低額な料金で生活されていた方からすると、幾ら妥当な金額だとしても生活に対する影響はとても大きいです。水道基盤強化も重要ですが、町民の生活基盤の安定や事業主の経済基盤の安定と強化もまちとして重要だと思います。そのため、今後支援が必要ではないかと今回質問させていただきました。その支援について、短期か継続的な長期か、そういったものを見極めて進めていただきたいと思います。町長の考えとしては、この点についてはいかがでしょうか。

議 長（田之畑）

建設課長。

建設課長（寺 園）

先ほど町長の答弁にもございましたとおり、一般家庭を含む業種全てにおいて同率ということになっております。具体的には約54%の増ということでございますが、水道使用者の皆様にご負担していただくこととなっております。参考までに言えば、改定前に1万円だったものが、改定後54%増により1万5,400円になるということでもあります。このことについては、今回の上げ幅について、いわゆる料金の回収率を令和3年度で68.7%であったものを令和5年度においては100%以上にするが必要になってまいりました。この回収率というのは、水をつくる費用、それとそれを水道使用者に対して使用者に負担していただく額を割って算出されたものでございます。今後、老朽化した施設等の改修費用などを有利な補助事業等を活用するために今回100%以上にさせていただいたということでございます。

このようなことから今後の公営企業等を運営していく上で、十分な運営をしていく上で今回の値上げについては十分な最低限の上げ幅でしたので、その点を御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

説明をありがとうございます。町の考えも大変分かるところではあるんですけども、同僚議員から事業経営における水道料金の金額について大きな金額がかかっていると。さらに今回上がるとなると、それ以上にかかるのであらうと考えた中で、なかなか資材高騰などが経営を圧迫していらっしゃるというようなお話も聞く中で、町の言われていることは分かる。けれども実際現実的にそういった経費というものに苦しめられて農業であったり、事業経営が困窮して大変だというような声もあると思うのです。その際に、やはりまちの要基準というのは農業というようなこともおっしゃってございました。事業主の方々を助けながら一緒に協力して盛り上げて町をつくり上げていくと思っております。そうするとやはり段階的でもいいので、そういった声を聞きながら支援というか、対策というものも必要だと思うのですけれども、その点については町長どのようにお考えか教えてください。

また、できれば、やはり支援を行ってほしい。現状のほうを調査なり、アンケートなりでもいいんですけど、どのように今、事業主の方々が大変な思いをしているかという声を聞きながら、その声を反映した政策というものを検討していただきたいと思います。うのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほどもお答えしましたけれども、この水道料金改定については、各近隣市町との水道料金と比較しても何ら差のないことは先ほどお伝えしましたけれども、現段階で軽減支援策を考慮することは今のところ考えておりません。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

町長、分かるんです。周りと合わせた金額というのも分かるんです。ただ、本町としては上がる上げ幅が50%以上ということで、やはり水道料金を事業で多く支払いをされている方々にとっては、その五十何%がとても大きな負担になるということも考えながら回収された分などをそういった困っていらっしゃる方々に支援していただきたいと切に願います。

次に、障がい者福祉対策について、質問をいたします。

施政方針の中で、障がい者福祉対策について記載がありますが、どのような支援が必要であり、努めていくのか、尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町では、母子健診等を活用し、正常な発育であるかを確認し、不安や困り感のある保護者においては、個別に母子相談等により相談の場の提供を行っているほか、各関係機関と情報共有を行い、保護者に寄り添った支援に努めております。

また、障がい者及びその家族の相談窓口として肝属地区障害者基幹相談支援センターと業務委託を結び、本町庁舎の巡回相談や24時間体制での電話相談対応を実施しているところでございます。重度心身障がい者については、医療費の全額助成を行っており、医療費の負担軽減を図ってまいります。

今後の支援の在り方については、肝属地区障害者基幹相談支援センターから毎月提出されている活動状況報告の中にある相談実績報告書に基づき、対応可能な支援はないか検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

支援策については確認できました。

障がい福祉について、そもそも町の考え方というのが支援につながっていると思っております。2022年8月22日・23日にスイスのジュネーブで障害者権利条約の日本の建設的対話が開かれ9月9日に権利委員会から日本政府へ勧告が出されました。分離教育の中止、精神科への強制入院を可能にしている法律の廃止を求めるなど、日本の課題を的確に指摘したもので、第1条から33条まで合計で懸念93項目、勧告は92項目、留意1項目、奨励1項目となっております。この中には、地域移行やインクルーシブ教育、ユニバーサルデザイン基準の定着など、これまで質問してきた項目も含まれておりました。国も条約に法的拘束力はないとの見解を示しながら、今後対応に努めたいと述べていますし、当然努めなければならないことだと考えます。本町でも行政内外での雇用推進や差別の撤廃、権利条約を重視した体制や考えの構築、整備が必要と考えます。排除しないまちづくりとして権利条約を重視したまちの推進、積極的な改革に町長を主として取り組んでいただきたいと思います。

町長、障がい者福祉についての考え、どのように環境を整えていくとか、障がい者福祉に対する思いとか何かそういったものがあつたら、ちょっとお聞かせいただいてよろしいでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今、先ほども述べましたけれども、障がい者を今、我がまちで雇用しておりますし、別に今、議員おっしゃるとおり、世界基準をどうこうということは考えておりませんけれども、町は町で障がい者を雇用するよとかした形で要望しておりますので、その点は御理解いただきたいなと思っております。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

支援についてはお聞きしました。町の障がい福祉についての考え方についてお伺いしたいと思っております。町の障がい福祉対策について、町長は十分であると考えるか否かをお聞かせください。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（東水流）

福祉課としての考え方を申し上げさせていただきたいと思います。

東串良町の第6期障がい福祉計画に基づきまして、令和5年度に設けた成果目標が掲げられております。障がい者や障がい児の自立支援の観点から、国の成果目標を基に令和5年度の成果目標等を設定しているところでございます。

国の基本指針における成果目標といたしまして、令和5年度時点で令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。それから令和5年度時点の施設入所者数を令和5年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減するというような目標は掲げられているところでございますが、東串良町における成果目標といたしましては、令和元年末時点の施設入所者数が21名、それから目標値といたしまして、施設入所から地域生活への移行者数が2人、これは9.5%ということでございます。施設入所者数の削減見込みにつきましては1名と、これが4.8%というような目標を掲げて、数値的にはそのような考え方で直近の目標を掲げているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

説明ありがとうございます。町長の施政方針の中でという始まりで質問をさせていただき、町長のお考えをと言わせていただいたと思うんですけども、町長、障がい福祉対策について、本町は十分であるかどうかという点だけお聞かせください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほども職員も答えましたけれども、そのことについては施設も利用して作業もやっただいておるし、それとナガノレーシングの方にも農福連携ということで農業に携わっております。そういう形であらゆる仕事面でも利用していらっしゃる、生きがいを感じたそういう障がい者というか、そういう形で頑張っているというか、頑張らせるように、そうした施設も利用させております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

町長、その評価というものは、どのようなところで評価されていらっしゃるのでしょうか。いろいろな事業を連携をされていらっしゃるということですが、実際に障がい福祉サービスなどを受けられている方からの十分な満足度というような形で返答というか、そういったメッセージが届いていらっしゃるのでしょうか、そのようなことをおっしゃっていらっしゃるのでしょうか、再度お聞きいたします。本町の福祉障がい対策については、町長はどのような形で、評価し、今後進めていくか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

私としては満足しております。だからそういう苦情とかも何も今のところ上がっておりません。皆さん、そういうふうに幸せだろうと思って、私自身は受け取っております。そういう形でいろいろな形で障がい者の方々については頑張っていたいただいているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

ありがとうございます。私も障がい福祉サービスを利用される方がどのような思いを持っていらっしゃるか分からない中で、町長のほうにお聞きいたしました。やはり当本人にしか分からない課題とか、もうちょっとこういうところをこんなふうにしてほしいよとか、そういったサービスの充実に対する要望というのがあると思いますので、今後町長がリーダーシップをとって、障がい者福祉についての問題点も含めて、よりよい東串良町の形を築いていただきたいなと思います。

次に、交通弱者への対策について、質問いたします。

前回、同僚議員の質問に対し、乗り合いタクシー制度の導入に向け、協議を重ねていきたいとの回答でありましたが、その後の進捗状況を尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

確かに前回の定例議会におきまして公共交通に対する質問をいただいた際、タクシ

一料金の軽減が図られる乗り合いタクシー制度に向けて、交通事業者や関係機関とも協議を重ねていくということは申し上げたところでございました。しかしながら、議員の皆様にも1月に開催された全員協議会の場におきまして、K・T交通が今年3月末をもって廃業するという情報の提供させていただいたところでございましたが、町といたしましては、K・T交通が廃業するということでしたので、協議を進めようにも行えないという状況でございました。何よりK・T交通に代わるタクシー業者の確保に努めることを何よりも優先しなければならないことから、各事業者と交渉を行ったところ、第一交通との協議が調いまして、4月から本町での運行ができるようになることを前提としまして、事前打合せを行っておりました。ところが、つい数日前に、県のタクシー協会から連絡がございまして、K・T交通の事業継承を志布志市のタクシーみなと交通が引き継ぐことになりましたとの報告を受けました。このことは第一交通さんも了解済みとのことでありましたので、今後はタクシーみなと交通さんとの事務打合せを行うことになるわけでございます。

したがいまして、令和5年度に入りましてから、委託業務のスムーズな運行がなされていることを確認の後に機会を見まして、タクシーみなと交通さんとも交通弱者対策について意見交換を行ってみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

事業運営に対する問題が生じたことでなかなか協議が進まなかったというような答弁をいただきましたが、令和2年9月15日、私も同様の一般質問をしました。交通弱者に対する日常生活の支援と課題の答弁に町長より柏原地区以外のタクシー利用者につきましては、乗り合い制度を活用できる仕組みを構築していきまして、利用料金の負担軽減につながる措置を講じてまいりたいと述べております。これは令和4年12月議会での答弁内容と全く同じです。この2年3か月、答弁が変わらなかったというのはどういうことでしょうか。2年3か月、事業経営が困難であり協議ができなかったということでしょうか。

併せて柏原地区以外の方に関して、バス廃止路線、代替えタクシー運行事業と同様の支援は受けられない、検討していないとも言われておりました。町の考える交通弱者とはどのような方でしょうか。やはり柏原以外の方に同様の支援は受けられないのでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）



お答えいたします。

小川議員を初め、ほかの議員の皆様方からもこの交通弱者の件につきましては、御意見をいただいております。本当に重要なことであると町としても捉えているところでございます。ただ、この乗り合い制度につきましては、町内全域に広げていくとなりますと、やはりタクシーの台数の問題も考慮しなければなりません。それからまた財源の問題もあります。ただいまのK・T交通では2台のタクシーで運用を行っております。乗り合い制度を町内全域に広げていくとなりますと、やはりこの台数ではなかなか厳しい状況であるというふうに捉えております。タクシー業者さんの話によりますと、運転手さんを確保することに非常に苦慮しているというような話もお聞きいたします。本町のK・Tタクシーだけではなくて、先般協議をさせていただきました第一交通さんも同様の話をされております。そういった中で低料金で運用できるような、そういった制度というものは、町としても今後検討、研究していきたいというふうに考えておまして、またみなと交通さんともそのこの辺りについての意見交換もしていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

つまり柏原以外の地域の方にも同様の支援というのが受けられる、今後受けられるように協議していただけるということでしょうか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

柏原と同様の形で行っていくということをこの場でお約束することはできませんが、今後様々な形で研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今後、協議していただけるということだったので、一つ提案をします。柏原地区以外の方、柏原地区の方はバス廃止路線の事業があるということで支援が受けられると。それ以外の方は支援がないので、それ以外の方に対しては町単独事業で運行料金を無

## 会 議 の 経 過

料にしていきたいと、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

無料にするということは、町でやはり負担をする金額も当然生じてくるわけでございまして、財政部局との協議も現在調っていない中でお答えすることは差し控えさせていただきますと思います。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

財源がありますので、無料というのは当然難しいと思います。ただ、なぜそのようなことを言ったかということ、柏原地区の方は廃止路線の事業があり支援が受けられる。それ以外の方はお金がかかっている。逆に言うと、柏原地区の方は支援を受けて、それ以外の方を無料にする。これは多分公平性に欠けますよね。公平性が欠けている今制度ですよということをお話ししています。片やバス代程度の金額で家から希望の場所に制限があるのか分かりかねますけれども移動できる手段と支援があり、片や全額負担を強いられて希望の場所に行っております。同じ町内住民であるのにおかしいと私は考えて常々質問させていただいております。

交通弱者に対して寄り添う考えがあるのであれば、システムの構築を早期に協議する必要があります。このシステム構築を早期に協議しなければ、そのかかった分、全額負担を強いられている同じ町内に住む町民が不公平さを感じてしまうということです。さきの定例会でも答弁がありましたが、巡回バスと乗り合いタクシーの両方を同時に取り組む考えはないと。維持経費と利用者の希望数の把握ができないということでした。であれば、まずは住民ニーズがどの程度あって、本町で必要な交通システムは何か調査されるべきだと思います。私のほうにも巡回バスの希望の話が先日ありました。それは病院の関係者の方からです。町内の医院で通院時に契約タクシーを運行し、費用は医院同士が協力して支払いを行っているようです。本町の医院も後継者問題などによる医院の継続困難だと加盟医院が少なくなるとそこに入っていらっしゃる医院のタクシー運行に対する費用負担が増額して運営維持にも影響があるとも考えられます。もし、今後も医院が減少し、通院タクシーが医院負担では賄えなくなり、全額利用される方の負担になるとなれば、高齢化が進む中、疾病の早期発見、医療費負担の抑制には早めの受診がとても重要な役割を果たしているのです。長い目で考えて早期に対応を打ち出すべきだと考えます。町長も任期が1年とお聞きします。任期中に、

## 会 議 の 経 過

この問題についてどう今後考えて、何をするのか、もちろん福祉バスの巡回を考え、町の雇用も検討しながら約束事として実現できる答弁をいただきたいと思います。町長、よろしくお願いします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
今議員おっしゃるこの医院の病院の送迎については、病院側のほうが連携して、それぞれ病院が負担しておりまして、それはもう病院側の了解の下ですので、町にはその連絡は何もないんですけれども、病院についてはそういう形で行われております。

議 長（田之畑）  
1 番 小川議員。

1 番（小 川）  
病院からもやはり今、後継者の問題など、通院に対する負担が大きくなっていくのではないかという懸念があります。福祉バスの巡回についても町として何か得策などがあればいいなというお声をお聞きいたしました。そのため、任期1年、早めにこの問題に取り組んでいただきたく思いまして、質問をさせていただきました。もし何かつけ足しで答弁いただけるものがあればお願いいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
今、病院側の通院についてもですけれども、まだ要望とか来ておりませんので、病院のほうから要望など来ましたら、また検討したいと思っております。  
以上です。

議 長（田之畑）  
1 番 小川議員。

1 番（小 川）  
要望が来ていないではなくて、この質疑を基に調査のほうを行っていただき、実際の現場の声を聞いていただけるような取組もしていただきたいと思います。  
次に、学校安全について質問をいたします。  
学校内への不審者対応及び安全確保について、現在の課題と対策について尋ねます。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

学校は、教育の場であると同時に、児童生徒等が一日の大半を過ごす生活の場でもあります。また、地域コミュニティの原点であるとともに、災害時の応急的な避難所としての機能も求められるなど、学校の果たす役割は年々重要なものとなっています。本来、学校は夢を育む、安全で楽しい場所でなければならないと認識しております。しかし、平成11年に京都市の小学校で、平成13年に大阪教育大学附属小学校で起きた事件は、学校施設の安全管理、中でも防犯対策の在り方を改めて問うものであったと認識しております。町内の学校においては、門扉等を設置しておりません。施設設備面における対策のみで、児童生徒等の安全を守り切ることには限界があり、また物理的に学校を閉鎖することで地域との連携が阻害されたりすることは好ましくないと考えます。

学校の安全管理を推進するためには教職員の意識向上を含めた学校の管理運営面における対応や、学校と保護者や地域の関係機関、団体等との協力体制の確立などのソフト面での取組が不可欠であると考えます。学校においては、不審者対応訓練や不審者対応研修、来校者への積極的な挨拶や声かけなどによる抑止力などに取り組んでおります。

教育委員会といたしましては、今後とも日常の防犯や非常時の対応についての教職員の役割分担、保護者や関係機関への連絡体制を定めた危機管理マニュアルの見直し、不安感を抱かせないような教育的配慮の下での防犯、避難訓練の実施など、児童生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今、教育長が答弁いただいた内容は、私も同様に学校現場のほうに求める答弁でありました。やはり全国各地に爆破予告があったり、最近是不審者侵入とか様々なところでそういった事件が生じております。なかなか予算も絡むことですので、完璧な防犯システムというのは難しいとは存じておりますし、職員教育のほうもしっかりとされているというのも理解できますが、それでもやはり足りない部分に対して学校教育の安全について具体的に必要な問題というか、対応策があれば、早急に予算が講じるのであれば補正予算などにも出していただきながら検討して、子供たちの安全を強化して確保していただけるように積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、町の情報発信についてお聞きいたします。

防災無線で放送される内容をLINEを活用し、情報発信できないか尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

LINEは手軽に情報の発信ややり取りのできる便利なツールとして多くの方に利用されておりますが、行政に導入するとなった場合、初期導入や年間保守に多額の費用が発生いたします。本町の人口や年齢層を考慮した場合、費用に見合った普及率は望めないものと考えております。このようなことから町民の皆様への情報発信については、現行のとおり、町のホームページや防災行政無線を活用した方法に加えて、無料で情報発信が行えるMBCのデータ放送自治体情報運用ツールの活用を検討しております。MBCのデータ放送自治体情報運用ツールは、MBCテレビのデータ放送dボタンを通じて行政情報や防災情報等の発信が行えます。また、MBCデータ放送に掲載した情報はMBCアプリを通じてスマートフォンでも確認が行えるため、防災行政無線の聞き逃しや町外にいても情報の取得が可能となります。本ツールの活用については、今後広報紙やホームページ等で周知を図っていきたいと思っております。

今後も町民の皆様迅速かつ正確に情報を発信できるよう、情報発信の方法について、適時検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

答弁ありがとうございます。今お聞きした中で情報取得場所というのが限定されているような印象を受けました。防災行政無線は、気象状況や地形などの影響により音が聞き取りにくいことがあります。聞き逃しには防災無線テレホンサービスがあり、電話にてアナウンスの内容が確認できるサービスですが、非常に効率が悪い。

そもそも防災無線町内放送の目的は何でしょうか、誰に向けてでしょうか。よく情報難民という言葉イコール高齢の方と、言葉をそういうふうに聞くんですけども、私は東串良町内にいて情報難民は若者ではないかと思っております。若者というのは、低学年ではなくて、仕事をされる方を含めて、家や今おっしゃったように情報を取得できる場所に何らかの事情でいらっしゃることができない方を言っております。その方たちが今どれぐらいいらっしゃるか御存じでしょうか。私も町内のほうにいるときは注視しているんですけども、放送を聞き漏らしたりして、たまに情報難民になります。また、視覚障がいであったり、聴覚障がいであった場合、情報は聞き取れません。ですからLINEなどの様々な情報ツールを使って、町内広域全ての方が公平に、

そして新しく、そして大切な情報を受け取れるシステムづくりを構築してほしいと思って質問させていただいたのですけれども、この点について町長はどのようにされているかお聞きします。

また、できればLINE等のSNSを使って情報発信するというような考え方を、方向性を示してほしいと思いますが、再度お聞きいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

私のほうから答弁させていただきたいと思いますが、LINE、あるいはMBCのテレビのデータ放送共に活用のツールの形態でいいのかなと思いますが、まずはMBCテレビのほうにつきましてdボタンを押していただきますといろんな情報が入ってきますし、また防災無線もしかり、あるいはこのMBCのデータ放送もしかりなんですが、役場で入力して情報を流しますので、同じ情報が流れるのかなというふうに思っております。

当面は、LINEのツールじゃなくして、MBCのデータのツールを活用させていただいて、必要があれば、また研究はしてみたいというふうに思います。

以上で終わります。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

dボタンを押せば情報が入るということですが、そのdボタンを教えて見れる場所はどこでしょうか。家ではないですか。そういうことではないんですね。どの場所においても情報が取れるような政策を考えてほしいとお願いしております。ただ、時間がないので、今後検討していただいて、早期に回答をいただけるとありがたいと思います。本当に情報難民、若い方にも多くいらっしゃると思いますので、町の円滑な事業運営とか、コミュニティの活性にもつながると思いますので、どうぞお考えください。

最後に医療費の窓口負担についてお伺いいたします。

医療費助成制度の現物給付実現に向け、町として国や県、関係機関等に働きかけを行ったか、尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

以前の一般質問においても答弁いたしましたとおり、課税・非課税に関係なく全ての子ども医療費の窓口負担を無料にすることについては、国保保険者である鹿児島県において検討されるべき課題であろうと考えておりますので、現段階において、特段町からの働きかけは行っておりません。現在、県内の医療費助成制度の現物給付は、市町村民税非課税・課税世帯以外では行われておらず、償還払いで給付を行っているのが現状でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

令和3年度第4回定例会にて、町の働きかけについて同様の質問をしました。初めの回答では、今おっしゃるように特段町からの働きかけは行っていないと答弁されましたが、町長自ら積極的に声を上げていくと回答されております。町単独では難しいことや他市町と足並みをそろえて、県や国も含めて国保連合会等の文言も答弁内に使われておりました。令和5年3月9日、南日本新聞配信の記事に、全国で鹿児島県だけが課税世帯未就学児に対して現物給付を行っていない。対象の年齢拡大も含めて県内の子育て中の親や県医師会等医師医療機関4団体からつくる委員会から声が上がりました。令和4年3月、中学生を対象に県知事へ県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会並びに県市立幼稚園PTA連合会とともに要望書が出されました。令和2年度は、県小児科医会が要望書を提出、東串良では令和3年9月に要望書を、意見書を提出しております。平成25年には出水市からも提出、令和3年、私たちの東串良町から意見書を提出した以降も、県内の議会より意見書が提出されております。足並みをそろえると回答がありましたけれども、県内の市町村議会、住民、医療関係団体、保護者など一体どれだけの方が要望をしておられるか、届けられていらっしゃるか確認したことがあるのでしょうか。あと1年あります。この問題についてどのように活動されていくか、再度お答えください。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（東水流）

この医療費助成制度につきましては、議員のおっしゃるとおり、非課税だけでなく、課税世帯につきましても必要な子供支援政策であるというふうに考えておるところでございますが、まずは、近隣の市町と協議を重ねて、それをまた県のほうへ相談するというような体制をつくるために近隣のまちの状況をまた確認させていただきたいと思います。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

これは、本当に多くの方が望んでいる強い要望を持っている案件になりますので、町長がリーダーシップをとって、この案件に残り 1 年働きかけを行っていただきたいと思います。

今回は多くの質問の中、7 項目しか質問できませんでした。これまでの質疑を含め今後の町政において、常に町民サービスを上げる課題がないかという問題意識を持ちながら、真摯に町民に寄り添い、日々の業務に当たっていただき、該当があれば、部署内に積極的に改善案を提案していただき、課題解決に向けた行動につなげていただけることを切に願い、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

ここでしばらく休憩いたします。

|       |   |              |
|-------|---|--------------|
| 休     | 憩 | 午前 10 時 29 分 |
| <hr/> |   |              |
| 再     | 開 | 午前 10 時 38 分 |

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3 番 瀬戸山譲一議員の発言を許します。

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

では、通告に従って質問させていただきます。

まず、この前提示された町長の施政方針について、5 項目質問させていただきます。

まず①国や県は SDG s に基づいて施政方針を立てて公表している。総合振興計画では、SDG s が載っているが、今回の施政方針には、なぜうたわれていないのか尋ねるです。

その前に一言ちょっと申し上げておきたいんですけども、SDG s については、自分が 3 年ほど前、ここで SDG s に取り組んではどうかということを話をさせていただきました。今となつては、どこを見ましても SDG s だらけになってきております。銀行に行っても、いろんな会社経営をやっているところに行っても SDG s の項目が、あるいはポスターが貼っている。見られるようになったと思います。だから 3



年前にSDG sをこの場で取り上げてはどうかと。SDG sに基づいて施政方針、あるいは町政の未来構想を考えてみてはどうかということでしたけれども、あのときはまだ至らず。そのときはこのSDG sに基づいて施政方針とかやる必要はないという町長の答弁でしたけれども、もう今はさっきも言いましたように、世の中を見ますと、SDG sに基づいてやっていかないといけない雰囲気にもなってきております。そのときにさきに大崎町のことも述べましたけれども、SDG sに基づいてごみ問題も取り組んでいらっしゃるということで、国とか県とかに多大な助成金、支援金をもらってやっていらっしゃる、ここは大事だということを言いました。それで3年間ほどたって、今この御時世になってこういう状態ですけれども、まず町長、このSDG sについて、この前町長が委員会でも東串良町総合振興計画の中でSDG sをうたっているからこれは大丈夫だという話をされましたけれども、まず載せているから大丈夫だというわけじゃないと思うんですけど、SDG sに関して町長が考えているこれからの方針、取組についてどういうふうに考えていますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、今回の施政方針にはなぜうたわれていないのかということですが、そもそも本町では、先ほど議員おっしゃいました東串良町総合振興計画の基本計画の中に盛り込まれておりますので、その中でSDG sが掲げる目標は、スケールは異なるものの本町の取組と重なるものが多く、SDG sの理念は、従来から町政の中に相当程度取り組まれているところでございます。

本計画の各施策分野にSDG sの17のゴールを明確に関連づけることで、総合振興計画、地方創生、SDG sを一体的に推進するものとしております。という内容で記載されております。

したがって、施政方針であえて申し上げるまでもなくと思っているところでございます。今、現在我がまちは農業のまちですね、SDG sの土台となっているような状況でございます。減農薬肥料、そういう形で使われておりますので、できるだけそこは御理解いただきたいなと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

最近、私が町長に対して一貫して言ってることは、町長が打ち出すキャッチフレーズ、打ち出し方針、そのイニシアチブ、リーダーシップをとっているかということ

事あるごとに言ってるわけですけども、例えば今、農業問題にしてもSDGsは重なるからといつもおっしゃるんですけど、その重なるからじゃなくて、町長自身がSDGsに関しても打ち出し、キャッチフレーズを打ったかということをお自分は聞きたかったんですね。その意向があれば、今回の町政施政方針に対してもそういうことが伺えてくるんじゃないかなと期待しているんですけど、全然出てこないというところに私はちょっと不安を感じているところであります。だからこれからどうすべきかということを考えると、町長のキャッチフレーズ、それからそういう打ち出しが全然感じられない。このSDGsに関しても、それを全面に大崎町は出してやっているじゃないですかということを言いたいんです。だから1番目に取り上げたこの質問の趣旨は、そういう気概があるかということをお聞かせください。だから町長の施政方針でもSDGsという言葉は一言も出てきておりません。いかがですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

申し上げたいのは、SDGsありきではなく、あくまでも目標でありますので、その目標内容について念頭に置きつつ、現在も行っているところでございます。このリサイクル率、我がまちは全国で10番目です。令和5年ですけども。そういう形で、我がまちもそういう環境に向けた取組はやっております。それと毎週日曜日ですけども、リサイクル資源ごみの回収率も物すごいよくて、そういう数字になったんだろうと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）  
3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

この件に関して、なかなか堂々めぐりな話になっているわけですけども、それを行っているからSDGsに関連したことをやっているという、いつもこういう答え方なんですね。だからごみ問題は、全国で10番だったら、大崎町みたいにSDGsに基づいてやったんだということを町長は言うべきじゃないんですか。そういうキャッチフレーズが足りないということです。

以上で、①はこれで終わります。

そして②この施政方針には、議員各位、並びに町民の皆様の御理解と御協力のたまものと3か所書いてあります。主権者、町民の皆様はこの施政方針演説をどのように伝えていきますか。質問します。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今議員がおっしゃる施政方針が各町民に対してどのように伝えているかということでございます。内容は常日頃町民の方々にお話ししている内容と同じでございます。私といたしましては、町長として様々なイベント等で町民の皆様との触れ合い、挨拶する機会があります。そのような場においては、町政に対する御理解と御協力のお礼を含め、感謝の気持ちで町民の皆様にお伝えしております。

また、広報紙等でも年始の挨拶を含め、挨拶はいたしております。今までの二、三年間は、コロナ禍の中にありまして、行動制限等によりまして、各種会合やイベント等の中止や規模縮小と町民と接する機会が少なかったところでございますが、今後はいろいろな機会を捉えて町民の皆様方と対話を交わし、意見交換や町民へ情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

何といいますかね、町長の、例えばこの総合計画にしても、今回私も手に取ったんですけど、施政方針というのを町民の皆様、ほとんど知らないんですね。これは提案ですけれども、肝付町とかはこういう議会であつた議事録なんかを各公民館に置いていたりとか、いろんな形でアピールをされています。隣の肝付町長はフェイスブックでもそういうことを発信されております。こういうことが大事じゃないかなというのは、さっきの①とここへ関連づけた質問になってくるんですね。町長の施政方針を町民の方が何人読まれているのでしょうかということになるんですよ。これからこういう広報活動を、開かれた議会、住民参加型のこれからの町政と考えたときは、これから大変大事なことだと思いますが、いかがですか。町民の皆様は今回示された町長の施政方針に関してもほとんど知らないんですね。知らないからこういうことじゃ駄目ということで、住民参加型の本来の行政を考えるのであれば、町長の施政方針かれこれ、これをもう少し町民の皆さんに対して大きくアピール、広報活動するべきじゃないんですかということを知っているんです。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

施政方針について、町民の方々に対しての説明が足りないということでしょうけれども、先ほどお答えしましたけれども、あらゆるところで挨拶をしております。そう

いうのを含めて中身についていろんな数字もあるだろうと思いますが、そういうのを施政方針の、私ここに冊子がありますけど、こういう冊子が欲しいというか、そういう方々に対しても町民に配布するような形で、そういう取組をまた、ほかの町村がやっていけば、我がまちもやったらいいなと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

これからおいおいとそういうことも十分考えていかないといけないということをちゃんと分かっていたきたいと思います。

次に移ります。③「子供に夢を」「若者にロマンを」「お年寄りに愛を」のそれぞれに具体的に実現した7年分の事例を尋ねるということですけれども、これは事あるごとに町長がいつもどんなときも、どんな場でもいつも口にする文言です。これに関して、もう1回再度同僚議員も聞いたことがありますけれども、この7年間、トピック的なそういう町長、おれはこれをやったんだ、こういうことを実現できたんだということがあれば、もう1回教えてくださいませんか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるそのものを7年間で何をやったかとおっしゃいますと200からの項目が上がるものですから、それは要を詰めて、議員がおっしゃる私が訴えている「子供に夢を」「若者にロマンを」そして「お年寄りに愛を」というのをやってきたことをかいつまんで数項目についてお答えしたいと思っております。

まず、「子供に夢を」についてですが、平成28年度には、池之原小学校の校舍増築工事です。これは例のにぎやかタウンが増えてきまして、子供たちも増えてまいりました。そういう形で校舍に子供たちが入り切らないということで増築をしました。

平成29年度には、柏原小学校の職員のトイレ改修増築工事です。トイレも古くなっておりまして、物すごく古く苦情も出ておりました。これは先生方そのものからではないけれども、子供たちのほうが要望が上がってまいりまして、すぐトイレの改修工事も増築工事も行いました。

それと柏原相撲場屋根設置工事を平成29年度に行いました。年1回ですけれども、柏原大相撲、もう300年近くずっと続いている相撲の中で、屋根がないのが寂しい限りでございましたので、屋根の設置ということをしていただきました。

平成30年度には、東串良中学校にエアコン設置工事、これは小中学校もそうでしたけれども、令和元年度に池之原、柏原の両小学校にエアコン設置を行いました。

それとコミュニティ広場のトイレ新築工事ですね、コミュニティ広場のトイレも古くなっておりまして、これも改修させていただきました。

令和２年度に公立学校情報機器購入事業、タブレットを１人１台ということで６５０台を購入いたしました。

令和３年度に東串良中学校正門側整備工事ですね、それと池之原小学校正門のり面補強工事、池之原小学校駐車場整備工事、鉄道跡地のほうですけれども。

令和４年度に池之原小学校区のり面整備工事。

就任当時から現在までの継続事業といたしまして、児童１人当たりの２，０００円の学校給食費助成事業を実施いたしました。子ども医療費助成事業につきましては、中学生までの無償化を令和３年度から１８歳までに拡充しております。

次に、「若者にロマンを」ということですが、平成２９年度にシェアハウス改修工事、これは農泊に使える住宅ということで整備させていただきました。

令和元年度に第６次定住促進住宅マリンビレッジ柏原ということで２区画ほど整備いたしました。

令和２年度に円山公園管理センターマルマリン新築工事を備品購入事業も行いました。

平成２９年度から現在までの継続事業といたしまして、地域おこし協力隊活動事業を、現在３名になりましたけれども。

次に、「お年寄りに愛を」ということですが、就任時から現在までの継続事業といたしまして、敬老の意を表するとともに、福祉の増進を図ることを目的に敬老年金を給付、また、節目の年齢に達した高齢者に対しまして、高齢者記念品贈呈事業の実施、紙おむつ給付事業の実施、高齢者運転免許自主返納支援事業実施。

平成２９年度から現在までの継続事業といたしまして、買い物支援といたしまして、にこにこ館オープンを実施いたしました。

最後に町の活性化に関わる全体事業といたしましては、平成２８年度に柏原簡易郵便局業務委嘱事業、銀行跡地整備事業を行いました。マイナンバー申請事業も始まりまして、これも事業として実施しております。

それと東串良町消防団女性消防隊を発足しております。そして平成２８年度ですけれども、町長と語ろう会の開催、平成２９年度に畜産振興会設立５０周年記念、総合体育館ＬＥＤ照明設置工事、これは、プロバスケットボールのレブナイズが来町しまして照明がちょっと暗いということもありましたので、すぐさまＬＥＤ設置に水銀灯から換えました。それとＬＥＤ照明街灯設置工事ですね。それと防災センターの新築工事、これは安留、南海トラフに対してですが。津波避難施設戸柱神社、洲崎地区整備工事、防災マップ作成事業。

平成３０年度に柏原小学校教頭住宅建設工事、同じく平成３０年度に柏原小学校校長住宅建設工事。

令和２年度になりまして、東串良中学校教頭住宅建設工事。それと東串良町メロン農家支援給付事業。

令和３年度に町営川西住宅建設工事、それと教育長住宅を建設いたしました。

## 会 議 の 経 過

各学校防災倉庫新築工事も行いました。

令和４年度になりまして、NHKのど自慢の開催等の町制施行９０周年記念事業を実施いたしました。消防団はっぴ購入事業。

それと就任時から現在までの継続事業といたしまして、地域振興会交付金を各振興会へ交付しております。

また、交付金につきましては、平成２８年度一部改正を行いまして、交付額を一部増額しております。マイナンバーカード申請サポートを実施、令和２年９月からマイナポイント登録、令和３年度９月から保険証登録、公金受取口座登録の申請サポートも追加しております。

平成２８年度から現在までの継続事業といたしまして、役場庁舎総合案内の設置もいたしております。

平成３０年度から現在までの継続事業としてふれあいの森、円山公園清掃維持管理業務委託、圃場整備事業、岩弘地区の事業実施に入りました。

なお、役場職員につきましては、営農指導員を初め、専門職の採用を順次行っております。

令和２年度から令和３年度の継続事業として庁舎防災拠点機能強化整備工事の実施をいたしております。

令和３年度から現在までの継続事業として、ふれあいの森ドームハウス新築工事の実施をいたしています。

以上、一部ではございますが、就任当時から現在まで行っている事業となります。

以上です。

議 長（田之畑）

３番 瀬戸山議員。

３ 番（瀬戸山）

いろいろ話していただきました。ここで一言言いたいのは、やはりそういう文言である以上、やはり町長の中長期的な観点に立った解得を自分は述べていただきたという気持ちがあるんですけども。それはいずれはまた問うことがあるということで、この件に関してはこれで終わりたいと思います。

そして④トップセールスは具体的に何をやるか尋ねる。これからでいいです。姉妹都市の件も含めて、コロナだったからできないということでしたけれども、これから何をやるかということを大まかでいいですので教えてくださいませんか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

近日予定しているトップセールスにつきましては、3月25日・26日の両日、東京で開催されます東京アウトサイドフェスティバル2023に参加し、本町専用のブースで精いっぱい東串良町の宣伝を行ってまいります。約3万人の集客が見込まれておりますので、全国各地から多くの方が流入している東京でございますので、東串良町の名を全国を広められるよう頑張っております。その際、別途時間を確保いたしまして、東京在住の方の紹介で、東串良で生産された食材を使っただけそうな飲食店があるとのことで、そのお店にも伺って、東串良の商品の売り込みも行ってまいります。

また、地元選出の国会議員を訪問し、町民の声をお届けすることや企業訪問も継続的に行っていきたいと考えております。

一方、イベント参加や訪問するだけのトップセールスだけでなく、テレビやラジオ、新聞、雑誌などで地場産業や特産品などをPRし、東串良町のイメージを啓発、宣伝していくことも行っていきたく思っております。

いずれにしてもあらゆる機会を捉え、あらゆるツールで東串良町の魅力を売り込むトップセールスを精力的に展開したいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

数ある中で、今日は二つ述べさせてもらいたいんですけど、この件に関して。この席でも何回も政策提言ということをおっしゃっていただいておりますけれども、東串良にある資源、特徴は何かということをお考えたときに、まず大相撲、この件に関して町主導でもう少し、柏原大相撲ですから、鹿児島県じゃ阿久根やったか、串木野やったかな、大相撲の「大」をつけられるのは2か所しかないということで、相撲に関するイベントをもう少し、拡充、充足していくべきじゃないかなということをお伺いしております。

そして今回神武天皇発航の地の看板も立てさせていただいて、あるいはあの近辺で、近所の方々が清掃活動をしたりして、東串良にある神武天皇発航の地のモニュメント、そういう建物に対して一生懸命取り組んでいらっしゃるということをここで申し上げたいんですけど。看板の件にしても、それから今言ったことに関しても町長は把握しておりますよね。これをトップセールスとして町長自身がアイデア、発想を持って組み立てをして、それをトップセールスにするのがこれからの仕事じゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。大相撲と、それから神武天皇発航、ひいては唐仁古墳群のアピールについて、町長自身がどう思っているかということをお教えてください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

大相撲については屋根もつけまして、それと30アールですけれども、芝も張りしました。これも観覧者のためにどうしてもそういうことをやりたいという。ところがコロナ禍に入りまして、せっかく大相撲も力士も呼ぼうということで予算を組んでおりましたけれども、これもなくなりましたけれども。今現在、相撲協会のほうとまだ協議しておりませんけれども、相撲については実施したいと思っておりまして。だから伊崎田小学校とか、出水小学校とか、以前呼び込んでおりましたけれども、何せ我がまちに相撲クラブがないもんですから、にわか小学生を打ち立て、相撲大会に出れ出れと後押ししているんですけれども、なかなかそういうことで、そういうことで、相撲大会をやるとなれば、そういうにわか相撲クラブをつくってくれるだろうと思っていますけれども。そういうことで大相撲については、できるだけ実施させていただきたいと思っております。このことは相撲協会の会長さんにまたお願いしようかと思っています。

それと神武天皇とか、そういうことは私知っていますけれども、ただ、あるということだけということしか言えなくて、それと唐仁古墳群については、今、社会教育課のほうで1号墳についてまた発掘調査をやるということで、それも周りだろうと思うんですけれども、そういうことで進んだ形で1号墳の発掘調査にまた事業に着手しようという考えでございます。

唐仁古墳群については、またそれはそれで東京とか行って、せっかくですので130基ある古墳ですので、我がまちの。それは大事にしていきたいなと思っております。以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

だからさらにここで何を言いたいかということを申し上げますけれども、今大相撲の件に関しても、それから神武天皇発航の地、それから唐仁古墳群に関しても過去の議事録を見てもらえば分かるんですけど、私はそこで何回もいろんなアイデア、発想を政策提言しております。それが全然生かされていないというのか、町長はその議事録を見て、自分で検討とか、あるいは話し合いを持ったりしたことはなかったんですか。もう1回言いますが、この2点に関して。それがトップセールスにつながっていくと思うんですが、そのもとになると思いますが、いかがですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）



## 会 議 の 経 過

あなたの議事録はまだ見ておりませんので、そこは御理解いただきたいなと思って  
おります。また見るあれもございませんので。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

今びっくりした発言ですけど。議事録を見るあれもありませんということでありま  
すけど、ここで質問、答弁したことを記録している議事録を読まないということでは  
か。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今答えたとおりでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

議事録も読まないでやっていけるんですかね。後ろから訂正してくださいと言われて  
ますよ、ほら。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

読んだか読まないかは、読んだかもしれません。記憶にないだけです。

以上です。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

いつも終始一貫言ってますけど、ここが一番問題なんですよ、だから。我々が、議  
員として議会としていろいろお願いしたことを、それから政策提言をしたことを執行  
部のほうが受け取ってくれなければ、これはいつも言いますけど両輪として全然前に

進みません。町長のその答弁、重大問題ですよ。その問題が⑤になるんですね。これ皆さんに、いろいろ今日聞いていただいて、町長考え直したほうがいいと思いますよ、今の発言。もういいです。

次に行きます。

地域コミュニティの形成についてです。

これも以前、振興会活動を取り巻く環境の厳しさをこの場で取り上げました。何度か取り上げております。その後、この件をどのように調査し、どのような現状認識を抱いているか尋ねる。これは町長個人に対して質問します。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

この振興会ですね、以前、議員より御質問いただいた令和4年6月の時点で、振興会のことをお答えしましたが、先日、唐仁地区のことでしたがね、振興会のことは。例の高齢者の方がタクシーで配布をされたということじゃないんですか。

ならですね、振興会の加入率は約72.3%でしたが、令和5年3月の時点で71%の加入率となっておりまして、振興会の加入者は減少の一途をたどっております。

また、小規模な振興会から加入者の高齢化によりまして、今後振興会の存続が難しくなるとの相談もあり、小規模振興会の合併と地域の皆様に検討できないかと思っております。しかし振興会の合併については、合併する振興会同士での会合やそれぞれの振興会での合意形成が必要であると考えますので、まずは地域の皆さんで話し合いの場を持っていただきたいと思いますと思っております。

今後も振興会長と連携し、振興会の加入促進を図ってまいりたいと考えております。以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

今日この件を通告して、今そういう答弁なんですけど、そういう答弁を自分は求めているつもりじゃなかったんですね。近所のおばさんがタクシーを呼び出して、触れを回っているとか、その件もありますけど、その前に私が聞いたかったのは、去年の12月、前回のこの本会議の席で、私は地域運営組織、これは総務省から出された指示ですね、地域運営組織と農村RMOについて、自分なりに調査して勉強してもらいましたかと言ったら、そのとき町長はしてませんという一言でした。だったらその話は続かないということで、その場でやめた経緯がありますけれども、あれから3か月、地域運営組織と農村RMOについて勉強されましたか。

議 長（田之畑）

質問者の趣旨がよく理解されていないんだけど。

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

通告外で、ないということは、十分関連すると思って言ったんですけども。

どうしようかな、そしたら。じゃあ、もう1回聞きます。この地域コミュニティの  
つくり方で地域運営組織と農村RMOについてしていないということでしたけれども、  
その件について関連が議長、あるつもりで質問するんですけど、どうですかね。もう  
駄目だったらやめますけど。町長言ったことも覚えていないんですか。議事録に残っ  
ていますよ。

議 長（田之畑）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時14分

再 開 午前11時15分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

ちょっと錯誤があるみたいで、私もこの件に関しては、取り下げるというか、ちょ  
っと反省してあれします。

では、②に移ります。

振興会活動を活性化させ、全ての人が共存できる地域コミュニティを形成させる妙  
案、あるいはアイデアは考えていないか尋ねるということです。これが2月17日の  
全国農業新聞に書いてあります。公民館が自主組織を立ち上げて地域を守る。地域を  
盛り上げるという記事です。12月にも言いましたが、農村RMOについて勉強し  
ているか。してないかということでしたけど、それぐらい私は町長は勉強してきてい  
るんじゃないかなと思って、やってきたんですよ、これ、地域コミュニティのこと  
ですから。総務省と農林水産省から通達が来ているんですよ、これ。

続いて言わせていただきます。だから去年の私の隣のおばさんが触れを配れなくて、  
タクシーに触れを回っているということでしたけど、それを解決するためにどういう  
妙案、アイデアがあるかということを毎回言ってるんですけど、それに関して議会  
の中である議員さんがすごくいい妙案を持って、私たちにも話して下さって、これは  
一つ紹介例として言っていきますね。これは宮地議員も前回の一般質問で取り上げた

ことですけれども、それに関連して言うんですけど、町内に8か所の地域振興会があります。振興会ごとに公民館があります。ここに新聞が、今言ったことなんですけど、この公民館をいかに活用させていくかということで、例えば再任用の職員さんに来ていただいて、地域振興、今その公民館で常駐していただいて、その地域の福祉活動とか、あるいは役場の業務活動を受けて、地域の役場にも行けない、どこにも行けない老人の方々の面倒を見る、お世話をする、そういうこともここに書いてあります。これからそういう時代になるんじゃないかなと思っております。それを議会である議員さんが熊本に勉強にいかうかということ、そういう話を持ってきてくださっております。こういうことを含めて町長自身が積極的に取り組んでいかないといけないことではないかなと思っているんですが、どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

さっきの話の中の唐仁の方の広報紙を配布されるのにタクシーを使われたということでしたけれども、これは90歳からになっているお方で、普通は振興会のほうでそういうことは除くというか、別の方に、若い方に伝えていって配布すべきなものをあえて、話を伺ったら、今度広報紙は別の方に配りますねと言ったら、その高齢の方が、「いや、私がやります」ということで頑張るということだったものだから、それを拒むことはできないということで、地域の振興会長さんが配るなら配ってくださいということでやったら、結局タクシーを使ってされたということですね。これはそういう90歳の方が頑張って配ろうという気持ちを汲んで捉えたんだろうと思います。そういうのもどうかという議員のお話もございましたけれども、そこは地域内の振興会の組織のことですので、それはそれで置いていきたいと思っております。

さっきも言いましたけれども、振興会加入者の高齢化や振興会加入者が減少の傾向をたどる中で振興会活動の一助となればという考え方で、令和5年度より振興会交付金の世帯割額を1世帯当たり大体500円増額いたしまして3,000円交付する予定でございます。そのような振興会交付金を活用していただきまして、地域の活性化というか、その振興会の活性化というのを図っていただければありがたいなと思っております。令和5年度当初予算についても、この額の形で予算も計上しております。ここ数年、コロナ禍の影響によりまして、振興会活動の制限を余儀なくされておりましたが、今後徐々に活動が再開されるものと思われますので、住民同士の交流を促進するための活動や安心安全な魅力ある地域づくりを推進するための活動にこの交付金を充てていただきまして、振興会の活性化を図っていただければありがたいなと思っております。議員皆様方のお力をいただきながら、今後とも振興会活動への積極的な参加に御協力いただきますようよろしくお願いいたしまして、これが答弁でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

なかなか聞こうと思っていることの話が全然聞けませんね。だから一つ言わせていただいて、この件はもう切り上げることにします。全く違った観点というか、違うんですけど、時代の流れがどういう形で地域コミュニティをつくるかということなんですけれども、先月、東京で、水土里サークル活動の勉強会に行かせていただきました。そこで言われたのが、町長に言っている農村RMOのことなんです。農林水産省からも、さっき言った地域運営組織は総務省からですけれども、農林水産省がどういうことをその勉強会で言ったかというのは、農村RMOを地域の水土里サークルの中で実現させてくださいという方針を出したそうです。その件は、情報は役場には来ておりませんか。

議 長（田之畑）

建設課長。

建設課長（寺 園）

お答えいたします。

現在のところ、来ておりません。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

先月ですから、自分たちが東京で仕入れてきた情報ですから、まだ来ていないんでしょうけれども、そういう方向性になるそうです。疲弊したという言葉を使ったら悪いんですけども、やっぱり今、自分たち、子供もいない、若者もいない、労働者人口も少ないという中で、地方は今大変な目に遭っていますけれども、それをそういう農村RMO、水土里サークル活動を通じて多面的機能支払い、要するに多様化するこれから世の中に対して、自分たちが何ができるかということを水土里サークル活動を通じてやっていきますという指針が出ていますので、この件をお伝えする形で、この件は終わりたいと思います。

だから町長、今言ったことも議事録を見てちゃんと理解して政策活動に生かしてもらえないと駄目なんですよ、これ。議事録をさっきも読まないとか。読んでないんですよ、確かに。それをしないと何ものなりませんからね、ここで言ったことは。

次に移ります。

大きな3、登校できない児童生徒について。

ここで登校拒否児という言葉を使うとやはりいろいろ問題があるかなと思って、登校できない子供たちについてと言葉を変えてみましたけれども。

町内の小中学校を合わせ10名の児童生徒が登校できない旨をこの前、教育長にお聞きしました。現在はどうのような状況か。状況かというのは数字も含めて、人数も含めて。どういう状況で登校拒否していないのかということをもし分かる範囲であれば教えてくださいませんか。教育長、お願いします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えします。

不登校とは何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと定義されております。

不登校の要因は無気力、不安、生活リズムの乱れ、遊び、非行、いじめを除く友人関係をめぐる問題、親子の関わり、学業不振、教職員との関係をめぐる問題などと多岐にわたっております。その背景としては、本人、家庭、学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、さらにその背後には、社会における学びの場としての学校の総体的な位置づけの低下、学校に対する保護者や児童生徒自身の意識の変化など社会全体の変化が少なからず影響していることが指摘されております。

令和3年度、児童生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査結果によりますと、不登校の児童生徒数は、平成24年度から増加の一途をたどり、令和3年度においては、過去最高の約24万5,000人となっております。本町においても例外ではなく、議員のおっしゃるとおり、昨年度、本年度と10人以上の不登校、またはその傾向にある児童生徒がいる状況でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

その件に関して②に移るんですけども、その対策はどうのようなものを現在とっていらっしゃるかお尋ねします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

不登校児童生徒への支援では、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すよう働きかけることが求められております。また、不登校児童生徒によっては、きっかけそのものが分からないと回答する児童生徒も少なくありません。そのため、なぜ行けなくなったのかと原因のみを追求したり、どうしたら行けるかという方法のみにこだわったりするのではなく、本人としてはどうありたいのかという主体的意思、本人が持っている強みや興味関心も含め、不登校児童生徒の気持ちを理解し、思いに寄り添いつつ、アセスメントに基づく個に応じた具体的な支援を行うことが重要であると認識しております。

昨年12月に改定された生徒指導提要の中に発達支持的生徒指導というキーワードが幾度となく出てまいります。言い換えると不登校などを生じさせない土台づくり、つまり学習内容が分かる、できるようになる、友達と協力し合い物事を成し遂げて達成感を感じられるようになることなどが大事であるということです。全ての児童生徒にとって、学校、とりわけ所属する学級が安全安心な居場所となるよう、自分という存在を大事にされている心の居場所になっている、学校が自分にとって大切な意味のある場になっていると実感できる学級づくりが大事であると認識しております。

教育委員会としましては、今後とも教育の根幹とも言える魅力的な学校づくりを行えるよう推進してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

今、教育長のお話を聞いて、だから教育とは何かというのは一概に捉えられない多極化する難しい問題が一番あるんですけども。今日お伝えしたい、お話ししたいことは今までの既成概念とか、あるいは常識というのは通用しなくなっているんですよね。24万5,000人も登校拒否児が出た。前から言われているようにどんどん増えてきて、これ、大きな社会の損失、大問題なんですよ。だから今言いましたけれども、例えば学校に行くことだけがとか、いろんなことを今おっしゃいましたけれども、私は既成概念、もうそういう事実、そういう常識にはこだわりたいくないという観点から言わせていただくんですけども、この前、柏原で今、福祉施設を開業されたBuddy Field零さんというところのパンフレットもお持ちして見ていただいたところなんです。まだ返事はいただいておりますけれども、そういうところが何をしているかということを見ていただいたと思うんですけども、これから多様化する社会、ますます根を深めていくと思うんですけども、そういうところも含めて、何

度も言いますけど、既成概念、常識に捉われない、いろいろな教育法ってあっていいんじゃないかなと思います。例えばフィンランドとか、それからエストニアかな、あの辺は学校に行かなくてもいいんだそうですね。親が自分なりの教育をしてもいいし、あるいはそういういろんなところに組織して特化された教育を受けるとか、いろんな形の教育法もこの頃出てきて、この前そういう本を買ってちょっと読ませていただいたんですけども、そういうこともありかなと。だからルール、規定、そういうことだけにこだわらず、例えば私はBuddy Field零さんのああいう教育の場もあるということをぜひ分かっていたいて、活用していただきたいと思うんですが、どうですか。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（金 久）

先般紹介していただいたその施設については、就労支援施設だと認識しているところであります。教育においては、県内にもフリースクール等があるようでございますが、ただ、フリースクールに行くとなると保護者負担が随分かかるように聞いております。全国的には平均3万3,000円ぐらいかかると聞いているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）  
3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

だからそういう就労支援とかありますけれども、行っていただければ全然違う、いろんなことをかいま見ることができますので、そこからこれはできない、あれはできる、もう今までのこういうのをかなぐり捨てて行っていいただいて、どういうことをされていらっしゃるのかということも見ていただいて、それから自分たちがいろんなことを考えて、これから変えていかないといけないんじゃないかなと思うんですよ。だからこういう時代に来たんだということを、そういうことを考えて、そして言っていく、これがこれからの自分たちの務めじゃないかなということを言わせていただいて、終わりたいと思います。

以上です。

議 長（田之畑）  
ここで暫時休憩します。

休 憩 午前11時31分



議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9 番 宮地利雄議員の発言を許します。

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

宮地です。よろしくお願いいたします。

これまでもたびたびこの子供の国保税について取り上げてまいりましたが、町内で国保世帯の子供が生まれると同時に、均等割がかかるという税制であります。そこで本町内の国保世帯の就学前の子供の数ですね、それから小学生の人数、いずれも中学生もそうですけれども、収入のない子供たちです。こういう人たちにも均等に税をかけるということになっておりまして、全国的にもこれは廃止とか、減額とか、そういう方向がいいのではないかという動きが広がっている状況であります。

したがって、この制度には、国の軽減措置がありまして、所得や世帯の国保加入人数によって7割、5割、2割という軽減措置もあります。ですから、正確にこれらの人数を割り出して年間のその額というのを算出するというのは、複雑かもしれませんが、通告というか、事前にそういう人数や額等が分かれば、ぜひ答弁をお願いしたいということにしておきましたので、準備があれば、まずその辺について答弁をお願いしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

令和4年度の国保世帯の就学前の子供数は63人で、小学生の数は91人でございますので、子供均等割軽減後の総額は163万5,200円となっております。

以上です。

議 長（田之畑）

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

そうしますと、一定の国の軽減措置もあるわけですから、これは助成制度をつくろうと思えば、大したという語弊があるかもしれませんが、金額ではないというふう

にも思われますが、現在、鹿屋市でこれは年齢が決まっていたような気がしますが、国の一定の均等割の軽減を実施している自治体というのは鹿屋市以外に県内にどこかあるかどうか、その点はいかがでしょうか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お尋ねの子供の均等割額の軽減については、県内では今のところ、鹿屋市のみが実施している状況でございます。鹿屋市は基金を活用して国保の同一世帯において、18歳以下の被保険者のうち、第3子以降の均等割額を免除しているところでございます。  
以上です。

議 長（田之畑）  
9番 宮地議員。

9 番（宮 地）  
先ほども言いましたように、一定の国の軽減措置もあった上に、本町の対象となる人数については、少ないということから見ても、本町において、そうした助成措置は実施できないかどうかということについての町長の判断をお聞かせ願いたいと思います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
本町におきましては、軽減を行うための財源として基金の取崩しも考えられますが、基金は不測の事態に対応するためのものであり、また一般会計からの法定外繰入れもできませんので、今のところ実施というのは困難でございます。  
以上です。

議 長（田之畑）  
9番 宮地議員。

9 番（宮 地）  
それでは、次の質問も連動したような内容になっていますので、続けたいと思いますが、鹿児島県も市町村と同じように、国保財政の安定化のための基金を鹿児島県も持っているんですね。私どものほうで調べたところ、鹿児島県が約30億円程度持つ

ているんじゃないかと。それでこの4共産党は、県会議員を鹿児島地区でたいらという県議をたった1人しか持っておりませんが、県内の共産党の市町村議員が毎年対県交渉、つまり県に対して交渉を行っております。これは県内各地の県政要求について、道路であれ、福祉であれ、担当の部課長が出てきて回答をするわけですが、今回、国保税の軽減策について鹿児島県が保有している国保財政安定化基金を各市町村に配分せえという要求をいたしました。その回答の一覧表がファクスで私の家にも参りましたが、多分30億円程度鹿児島県が持っていて、そのうちの5億円を県下の市町村に配分するという回答があったわけです。本町分は、国保の世帯数も少ないので298万7,752円と全く小さい数字まで出して、この県の基金の配分を本町にもこれだけ、約300万円近い金額しか、微々たる金額ですが配分をするという回答を私どもで得ております。本町の国保世帯の数も約1,100ぐらいですかね、1,000ぐらいですから、1世帯にすれば、3,000円にも満たないわずかな金額であるわけですが、これを使って何らかの税額の軽減措置をすべきではないのかということで、子供の国保税の軽減に使用してもいいだろうし、あるいは本町で、これはたった1世帯3,000円じゃ話にならんということで、もう少し基金などから取り崩して、これにプラスして軽減をやろうじゃないかということだっただけでできないわけではないような感じが先ほどの町長の答弁でもしますけれども、こういう点でこの国保財政安定化基金、鹿児島県のこの基金の取崩しについて、そしてまた本町への交付額について何らかの通達なり、連絡なり来ているのか。来ていればどういう内容なのか。そしてそれを本町はどのような形で活用というか、使おうとしているのか、その辺が分かっているならば、ぜひ答弁をお願いしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

令和5年1月16日付で鹿児島県くらし保健福祉部国民健康保険課長名で令和5年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の本算定結果案について、メールにて通知されたところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

それじゃ、町長、その具体的な金額とか、あるいは人について担当課長でも結構ですが、その辺について分かっているならば、ぜひ答弁願います。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（東水流）

お答えをいたします。

先ほど町長のほうから答弁がございました、この本算定結果の案についてでございますが、これについては、全体的に資料が配分されておりまして、ここにつきましてどのように使用するかということについては規定がないわけでございますが、この基金残高の説明があったものの、まだどのように使うかということにつきましては、検討していないところでございますが、そもそもこの国保の税負担額を検討するに当たりまして、県から示される標準保険料算定に必要な保険料総額というのが来ているところでございますが、その元になります本町の納付金額、これが示されておりまして、その金額に基づいて標準保険料の算定がされるということでございまして、その標準保険料算定額の最大の額になる標準保険料総額が2億3,284万2,692円になったところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

なかなか課長の答弁が具体的にどう本町に影響があるのかという点については、イメージが湧いてきませんが、少なくともせつかく県のためしている国保財政安定化基金の取崩しを市町村に向けてやるわけですから、その用途については、ぜひよく検討していただいて、市町村の国保税の減額に寄与するように切に要請をいたしておきます。

次の通告についてやりたいと思いますが、ペーパーレスによる議会のほうの審議も開始されました。タブレットで私どもも慣れない作業を一生懸命練習しながらやっているんですけども、住民自治という原則が地方自治法の原則であります。その観点からいえば、住民にこそ行政の実態を知らしめるということが極めて重要だと。パブリックコメントの話も出ましたが、議員と役場職員がタブレットによって情報を得られる仕組みになっているのではないかと。一般町民へも行政の方針、それから実態を知らしめることが必要だというふうに私も思います。同僚議員の質問も、また答弁もありましたが、町民への情報発信について、当局もいろいろとMBCテレビのデータ通信であるとかいろいろありますけれども、町民がいつでも、役場の営業時間にある一定の場所に行けば、そこでいろんな情報が手に入るという状況をつくる必要があるんじゃないかというふうに思うんですね。月1回の広報紙があるじゃないかとも思われますけれども、やはり月1回ではなかなか分かんないと。だから例えば議員もタブレットを見ると、各課の計画と実績がよく分かります。それを町民に説明するのに大変

なんですよね。その画面をのぞけるのは、大体隣にいる1人か2人ぐらいしか一遍に見せることができないわけですよね。ですから、そういう情報を住民が利用したいときに情報公開制度に基づかなくても、それに基づいて請求をしなくてもいつでも住民であれば、そういう機会が均等に与えられるという状況をつくる必要があると思うんですが、その基本的なそうした考え方と、また何らかの方策は考えていないのかどうか。これは通告しておきましたので、何らかの方策と、そうした考え方についての見解があれば答弁をお願いしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員のおっしゃることはそのとおりだと考えております。仮に住民に対する配布物においても紙をなくし、全てデジタル化すると、住民サービスとして成り立たなくなること懸念されますが、デジタルに置き換えることが最終的な目的だとしても、そこは慎重な対策が必要だと考えております。

一方、今般導入した会議システムのようなペーパーレスに向けた取組は、議会や行政においてこそ浸透が早いものと考えております。導入させていただいた以上、積極活用を前提といたしまして、住民へのデジタル活用への意識醸成の一端として御認識いただければと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

ぜひ開かれた場で町民が自由に情報を得られるような状況をぜひつくっていただきたいということで、次の最後の水田活用直接支払交付金について質問をいたします。

御承知のように、政府は減反を農家に押しつけながら、ミニマムアクセス米を輸入すると。国内産米の米は暴落と。ますます農家は米から離れていくという状況が出てきていると思います。そんな中、ついに政府は転作奨励金を廃止するための方策を打ち出してきたというふうに考えているわけです。

そこでこの水田活用直接支払交付金について、町当局がつかんでいる国の動き、それとそのことが及ぼす農家に対する影響。聞くところによりますと、畑作にすれば一定の転作奨励金なり、また一定の期間、それに代わるような助成措置を行うというような話も聞いているんだが、その辺についての当局の情報やら、今後の見通しなどについて考えがあればぜひ聞かせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

水田農業におきましては、主食用米の需要が減少する中で、水田の有効活用に向けて主食用米とその他の作物とのバランスを取りながら生産することが求められております。このような中、主食用米からその他の作物への転換を支援する国の水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しを行うとの情報が入っております。ただし、現時点での要綱や要領といった具体的な事務基準が示されておきませんので、細かい事例を考えることができておきません。現時点に入っている情報によると、令和4年度以降、5年間連続して一度も水張りが行われていない農地は交付対象としないとし、畑作物の本格化を行う農地を交付対象水田から除外する畑地化促進事業を措置し、畑地化を行う年度に限り支援する一時金と畑作物の定着を促進する支援金を交付するとなっております。

町といたしましては、今回の制度見直しに対し、特別な補填を行う予定はございませんが、今後国から発出される情報を注視し、生産者に対し、適時発信していきたいと考えております。詳細については農林水産課長に答弁させます。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

国の畑地化促進事業についてでございますが、ただいま町長からもございましたが、支援メニューが二本立てとなっているところでございます。

まず一つ目でございますが、畑地化支援ということで、畑地化を行う年度に限り支援する一時金というところになります。野菜、果樹、花卉等の高収益作物につきましては、10アール当たり17万5,000円、麦、大豆、飼料作物、子実用トウモロコシ、そば等の畑作物につきましては、10アール当たり14万円が支援があるというところでございます。

次に、畑作物の定着を推進する支援金ということでございますが、高収益作物、畑作物、いずれも同じでございますが、10アール当たり2万円を5年間、もしくは一括で5年分を10万円支援を受けられることもできます。こちらにつきましては、令和5年度におきましては確定しておりますが、令和6年度以降につきましては、まだ今現在是不透明となっているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

ぜひ多くの、これはもう水田が実質上消えていくという方向が示されているわけで、いろんな農民団体の動きなども今後増えていくんじゃないかというふうに思います。水田農業を守るためにも、私たちも全力を挙げてまいりたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に、7番 前田 隆議員の発言を許します。

7番 前田議員。

7 番（前 田）

それでは、私も通告に従いまして、1点だけ質問させていただきたいと思います。

まず、畜産振興についてであります。ちょうど1年半前から子牛の価格が暴落しまして完全に今の価格40万円、50万円、もう安いやつは20万円台になったのが去年のちょうど3月頃からなんです。10月、11月から始まってですね、完全に今の価格に落ち着いているのが去年の3月頃、ちょうど1年前ですけども、そのために1番目に上げているのが畜産農家の現状について尋ねるんですが、我がまちでどれぐらいの頭数が減ったのか、戸数が減ったのかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

飼養頭数でございますが、10年前は2,160頭でございましたが、令和4年度におきましては、2,500頭というところで、増加傾向ではございますが、ただここ近年の不景気によりまして、推移的には今増加止まりをしている状況でございます。農家数につきましても、10年前と比較をいたしますと以前は160戸いた農家数が現在は107戸というところで減少幅が大きく、極めて厳しい状況だと認識しているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

7番 前田議員。

7 番（前 田）

今の答弁の中で、10年前からそうですね、頭数は増えたけど、戸数は減ったと。

何でかといいますと、１０年前とは違って、今現在は生産農家で五、六十頭以上が大半を占めているわけです。仕事が少なくなったために戸数は減って、頭数は増というような感じになっていますが、それで２番目の畜産農家の今後の推移についてどう考えるか。また今後の振興対策についてどのような考えがあるのかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

最初に頭数について、農家戸数等は、今、農林水産課長が答えましたので。

その一方で、繁殖雌牛の飼養頭数を見ますと、６０歳以下の若手及び後継者のいる一定規模の農家については、法人化を図るなど、経営の合理化もあって１０年前の約２，１６０頭に対しまして、令和４年度は約２，５００頭と増加傾向になっている状況でございます。

次に、今後の振興対策につきましてでございますが、基本的には現行制度であります畜産クラスター事業、降灰事業など、国や県の制度を初め、本町でも農業者、漁業者の自立を促し、地域特性を生かした将来性のある一次産業成長化に資するために、東串良町農業漁林振興支援事業、その他各種補助事業において、畜産振興に取り組んでまいりますが、有効に御活用いただき、経営基盤強化を図っていただければと存じております。

農業者の高齢化、後継者不足については畜産に限らず、農業全般において、全国的な深刻な問題でございまして、特効薬のような具体的解決策がないのが実情でございます。

今後、本町といたしましても畜産を取り巻く問題、課題については、危機意識を持って肝属管内の他市町やＪＡ、関係機関と連携を図りながら足並みをそろえて取り組んでまいる所存でございます。

以上です。

議 長（田之畑）  
７番 前田議員。

７ 番（前 田）

ただいまの町長の答弁を聞いて少し安心をしたけど、一番今問題になっているのが、このクラスター事業なんですよ。もう五、六年前、最初は７年ぐらい前かな、クラスター事業が始まったのが。それでちょうど返済が始まっている農家が多いんですよ。それで何でかという、２年、３年前は去勢で１００万円クラス、雌で７０万円、８０万円したわけですね。それでみんなクラスター事業に、この半額補助に飛びついたわけですよ。それで今見てみれば、どこの農家も大型機械、１００馬力なんか一番小



さなトラクターのような感じがしますよね。130、140、多いところは200馬力以上をみんな導入されて、今その返済が始まっているわけですよ。そこで今の子牛の値段を見てみると、雌で200キロ台は20万円台、生産元牛でいけば70万円、80万円いきますけど、肥育で雌で今、四十五、六万円、去勢で今五十五、六万円、今の平均がですよ。

それで3番目に挙げたのが淘汰事業の見直しについてですね、これを何かしてもらえないかというのが今日の質問の本題なんですけど、何でかという、育種価を起点にしていますよね。育種価事業で、もちろん上物率が今60%ぐらいだそうです。これは育種価の事業のおかげだというのも一つあります。一つは血統的なものがあります。二十五、六年前、岐阜の安福号というのがおったんですよ。これが物すごく血統的にさしが入る血統で、その子供が今、皆様も知っていられちゃうと思うんですけど、安福久なんですよ。この牛はもう死んでいないんですけど、これが今日本全国でナンバーワンですよ。この安福久の血統のかかった牛は去勢でも今でも100万円します。かかっていない牛は同じ体系で血統がちょっと悪ければ、40万円台です。だからこのクラスター事業を今、何でかという、淘汰事業で、今5歳以下のは緩和されて淘汰事業にのるんですけど、6歳以上、そしてまた不妊牛、初産から不妊、赤ちゃんを産めない牛がいるんですよ。受胎しない牛が。これは泥棒と一緒になんですよ。餌も今高いし、今朝ちょっと調べたらオーツヘイと、飼料の中で、一番上じゃないんですけど、上の上ぐらいにあるやつをオーツヘイのプレミアムでキロ85円します。わらはもう今90円します、キロです。それで今出荷する牛は、ちょうど一番高いときの牛なんですよ、80万円、90万円の牛。それで百二、三十万円しか売れないわけですよ。Aの5等級で2,380円ぐらい、Aの4等級で2,000円、3等級で1,700円、これは去勢でもし900キロで計算した場合、510キロの2,380円、130万円ぐらいにしかならないんですよ。今、元が60万円ぐらいかかります。鋸屑代、餌が四十五、六万円から50万円、それで、わら、乾燥草、鋸屑、電気代、人件費といろいろとすると大体経費は60万円かかります。この60万円に80万円を足せば140万円ですよ。130万円で売っては10万円の赤字が出るわけですよ。それで、生産農家もぜひこの淘汰事業を不妊牛なり、6歳以上のやつを育種価がなくても、今1年で3頭ですよ、1軒に。これをせめて1頭ぐらいは、この育種価を除いて、それは緩和できないものなのか。何でかという、うちらも今まで肥育をしていましたけど、年間200頭ぐらい買ってましたけど、この育種価を見る肥育農家というのはほとんどいません。何でかという、もし兄貴が幾らいい成績があってもその弟が自分の目にはまらないと絶対買いません。中には買う人もいますけど。だから購買者から見ると育種価というのは登録協会なりが決めたことであって、これは悪いとは言いませんよ。言いませんけど、肥育農家にとって、この育種価というのは全然頭に入ってません。自分の目で見て、この牛はAの5等級になるなとかいうので値段をつけます。これは100万円で買っていいよとか、これは60万円ぐらいでしか買えないよとか、そういうので見てますので、この育種価というのは、なかなか生産農家はみんな育種価を言います。品評会で去年も全国和牛能力共進会に出品させても

らいましたけど、こういうのは育種価がないと駄目といいます。でも肥育で全共があったりした中で育種価でトップを取れるかといったら、絶対取れません。だから淘汰事業でこら辺を緩和できないものか。3頭、3頭とは言いませんけど、せめて1頭ぐらいはそういうのを。何でかという、育種価のついていない親牛の子供が6歳以上で、今までは、体型的に血統と体型を見て購買しよったですよ。せりにかけて、体のいいやつは生産元牛に行きよったんですけど、今は育種価がないと生産農家としてみんな魅力がないというような感じなんですよ。そういうのを技術員なり、役場の先生たちが見て、この牛はよか牛やなと、誰が見ても体型はいいけど育種価がないばっかしに肥育に回さないといけないと。そうなったときにやっぱり10万円違います。生産に行けば70万円、80万円します。肥育でいけば40万円台です、そういう牛は。そういう体型のいい牛を残して、また自分のところに元牛として残せないのか、そういう考えがあったものですから、この淘汰事業の見直しはできないのか、その辺は町長、答弁をお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今、議員おっしゃる肉用繁殖雌牛淘汰更新事業につきましては、満10歳以上の高齢母牛を淘汰し、新しく優良繁殖雌牛を導入した場合に1頭当たり10万円の補助金を交付する事業でございます。

交付要件でございますが、淘汰数対象については、淘汰、または販売するとき、満10歳以上で5年以上繁殖雌牛として飼養されていたこと、併せて妊娠していないこと、また子牛にする対象牛については、購入または保留するとき、36か月未満の肝属中央家畜市場管内産であることが条件となっております。

当該事業は、平成23年より運用されておりますが、平成25年に更新牛の育種価条件を緩和する一部改正を行いました。改正前は、育種価の枝肉重量B以上、そしてかつさしA以上が条件でしたけれども、改正後はさしの育種価の条件はそのまま、さしを除く5形質の育種価条件のいずれか1形質においてB以上であること、また、産歴5産以下については、本件資格があるものが条件となりますが、育種価の判明していないものについては、その条件を問わないこととしております。

その後の平成28年の一部改正では、40頭未満については1軒当たり3頭の更新が可能ですが、40頭以上については飼養頭数の10%まで淘汰更新が可能としております。

参考までに今年2月の子牛せり市における本町の雌牛の状況を見ても79頭のうち、約6割が淘汰事業の更新する対象牛となり得るところでございます。近隣市町においても同等の条件でございますが、これ以上の条件緩和は本町の優良牛としての価値が低下してしまうことも予想されますので検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

7 番 前田議員。

7 番（前 田）

今言われることはよく分かります。でも、これが育種価がないから我が東串良の牛のあれが下がるというのは、これは絶対あり得ないと考えます。私もこの世界にもう五十何年間、畜産しか知りませんが、います。この育種価で成績が下がるとかそういうのは絶対ないと思います。だから何でかという、頭数はあまり減らないと思うんですけど、戸数は絶対減りますよね。今年中に私が知っている限り、4名の農家がやめられます。それで3軒の農家が頭数を10頭から四、五頭まで半分に減らそうかという農家を3軒ほど今のところ聞いております。戸数は減るし、頭数もそうすれば減ってくると思うんですよ。だから多頭農家は、そういう育種価の高い牛ばかり買うのはなかなか今までは難しかったわけですので、今この安いうちにこの10万円というお金を利用して、仮に40万円で売ったつもりが育種価がなくても自分の家に残して生産元牛にしようかといえ、30万円の値段ですよ。だから10万円の補助があれば、売らなくて自分の家に残そうかと。淘汰を計画している人は意欲のある農家だと思うんですよ。やめるからという人は絶対は淘汰には乗せないと思います。だから意欲のある農家が、さっき言った不妊牛なんかも、それこそ何回つけても持たない、もう1年以上つけても持たない、それに獣医の診療費も要るし、餌代も要るし、いろいろ要ります。さっき言ったように全く泥棒です。獣医の判断があって、診断書があって、これは絶対駄目ですと、妊娠はしませんというのがいます。ほとんどいます。だからそういうのもこの淘汰事業に乗せてもらって、自分の家の育種価のない、体型のいい牛ですよ、何でもかんでもは駄目ですけど、そういうのをこの淘汰事業の規約を緩和してもらって、そういうのを乗せてもらえれば畜産農家も、この不妊牛はどこに行ってもそう言われます。これ、前田君いけんかならんたろよと、全く泥棒と一緒になんですよ。治療費も今高いです。餌も高いです。さっき言ったように濃厚飼料なんか90円しますよ。今までは二十何円だったですよ、一番安いときは、キロ。それが今は90円します、今朝調べた結果ですね。だからそれだけ何もかも上がっているわけですので、できればこの泥棒を早く処分をして、新しい牛と代えられる、そういうような仕組みが欲しいんですけど、町長どうですか、もう1回答弁をお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今、議員おっしゃる育種価についてもまた、畜連とも、また畜産係がおりますので、

検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

7 番 前田議員。

7 番（前 田）

ぜひ我がまちは園芸、畜産のまちと言われるわけですので、これから先は町内、後継者がいない農家がいっぱいいます。恐らく5年後は何軒残るだろうかと、いつもそういう話題になるんですけど。うちの集落を見ても、もう四、五軒、ほかの集落を見てもほとんど後継者がいないですよ、後継者がいるのは数えるだけ。だからこういう事業を利用して、残った後継者たちに少しでもあれが行き渡るように、ぜひこの事業は前向きに検討していただいて、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

このまま続けていいですか。

次に、6 番 泊 重巳議員の発言を許します。

6 番 泊議員。

6 番（泊 ）

お疲れさまです。本日は最後の質問者でございますので簡潔にお願いいたします。

では、さきに通告いたしておりました、令和5年度施政方針について質問いたします。

令和5年度の新規事業で、重点事業は何かあるかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員お尋ねの今年度の重点事業でございますが、まちづくり推進課を中心にDX関連の事業を積極的に実施いたします。

まずは、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した証明書コンビニ交付サービス事業を実施いたします。今年度も経済対策といたしまして、10割増しのあまびえ商品券発行事業を実施いたします。

次に、複合施設については、複合施設コンサルティング業務委託により、具体的な検討をしたいと思っております。

また、九州初の開催となるアウトサイドフェスティバルイベントについては、多くの町外からの来場も見込まれますので、円山公園の施設整備としてドームハウスの整

備も計画しているところでございます。

学校教育関係では、中学校では、プールと自転車置き場について一体的な改修を行います。

池之原小学校では屋上改修工事、柏原小学校では図書館の空調の更新を実施し、教育環境の充実を図ります。これまで行っていたひっくら塾については、ひっくらプログラミングを今年度から開催いたします。

農政につきましては、畜産クラスター事業による機械導入やさつまいも基腐れ病排水等対策事業、岩弘地区の圃場整備事業を引き続き実施いたします。

町道、農道関係につきましては、引き続き維持、補修を含め、整備をしてまいる所存でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

6 番 泊議員。

6 番（ 泊 ）

ただいま答弁がございましたけれども、令和5年度でまちづくり推進課を設置して、住民サービスの充実、事務合理化を図っていただきたい。また、今後も住民福祉、笑顔あふれるまちづくりに取り組んでいただきたいと願います。

次に、令和5年度は、平成28年の2月に町長に初当選され、2期目の最終年度でございます。選挙人は立候補者のマニフェストにより投票いたします。当選者は、この立候補時の公約を守らなければなりません、町長は公約をどれぐらい達成されたのか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

さっきも同僚議員にもお答えしましたけれども、公約の達成状況でございますが、1つ目は人口減少対策へ地域おこし協力隊の積極的な活動、さらなる定住促進、商業後継者の育成、新規就農研修者のためのシェアハウスの活用です。

人口減少対策につきましては、県内で4市町村のみが転入が転出を上回る社会増となっております。地域おこし協力隊については、現在3名の方に活動していただいております。定住促進については、第5次定住促進用地貸付事業については、全ての区画が契約されております。商業後継者及び新規就農研修者のためのシェアハウスの活用については、現在、具体的な成果が出ていないのが現状でございますが、高校生の合宿等にも活用していただいております。

2つ目は、ピーマン、キュウリの産地拡大PRですが、東京、大阪就農でのPR活

動を実施してきましたけれども、ここ3年間は、コロナ禍ということもあり、なかなかPRできない状況でございましたので、全ての行動制限が解除されましたら積極的に行ってまいりたいと考えております。

3つ目は、柏原海岸の整備、柏原児童館跡地の有効活用でございますが、ドームハウスの整備、遊具設置、円山公園管理棟の整備などを行いました。

4つ目の姉妹都市、姉妹校につきましては、現在、島根県江津市と姉妹都市締結に向けて取り組む予定でございます。

5つ目は、総合施設建設に向けた取組については、当初予算で複合施設コンサルティング業務委託を計上し、事業実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長（田之畑）

6番 泊議員。

6 番（ 泊 ）

ただいま町長のほうから説明がございましたけれども、公約を守っていただいているようでございます。

次に、姉妹都市につきましては、今町長のほうから説明がございましたので、省かせていただいて、次の質問に入らせていただきます。

公共施設の整備について、質問いたします。

本町は、町営住宅、公共住宅等は老朽化が進み、解体寸前の住宅がある。解体予定はないか。また新規で建設する予定はないか、お尋ねいたします。

先日の当初予算の説明で池之原団地の解体事業費1,550万円の説明がございましたが、ほかにも下之馬場団地、熊之馬場団地が古く、入居できる状態であるか分かりませんが、50年以上経過し、老朽化が進んでおりますので、解体の予定はないか。また、本町の一番新しい町民向けの賃貸住宅は松原団地でございますが、既に20年を超えております。最近民間資金を活用した集合住宅が3か所完成していますが、家賃は高く、低所得者は入居できない状況でございます。低所得者が入居できる町営住宅を建設する考えはないか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

現在、東串良町公営住宅等長寿命化計画では、池之原団地、街道団地、石堀団地、下之馬場団地、別府原団地、熊之馬場団地、古市団地等を政策空き家として位置づけ、募集を停止している状況でございます。池之原団地は入居者もないことから、令和5年度事業として解体に関わる予算を計上させていただきました。しかしながら池之

原団地以外は、現在も入居者がいることから解体の措置をとることができる状態ではございません。

また、議員お尋ねの新規での建設については、川西住宅の敷地内にある空き地を活用し、低所得者や単身世帯の住宅の建設に向けて検討をしている状況でございます。

今後も老朽化した住宅の年次的な建替え等についても検討してまいりたいと考えております。併せて住宅の建設等にあつては、住宅の集約や解体後の利用も含め、有効な補助事業や民間資金の活用などについても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

6 番 泊議員。

6 番（ 泊 ）

人口増対策としてやはり町営住宅、公営住宅を建築する必要があると思います。今低所得者も入居できる町営住宅を建設してもらいたいと願います。

次に、昨年の施政方針でも質問いたしました、本町の高齢者福祉センター、総合センターは、40年を経過し、老朽化が進み、大規模改修が必要となっております。複合化を考えているかの質問に、平成29年3月に策定された東串良町公共施設等総合管理計画で両施設とも複合化を含む更新検討ではなく、現状の維持、保全という簡易評価がなされている。施設の複合化を行おうとした場合、多額の費用が必要となります。施設の複合化の可能性を維持しつつ、両施設につきましては必要に応じて改修を行うという答弁でございましたが、今も改修を行う考えはあるか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町の公共用施設で町民の皆様の利用頻度が高い総合センターや高齢者福祉センターが供用開始後40年を経過しており、長寿命化による改修や、修繕などにより施設を維持している状況でございます。

しかしながら、これらの施設を現状のまま維持していくことは将来を考えたときに極めて困難な状況にあると思っております。今後、行政サービスに対する町民のニーズも複雑多様化していることが予想されます。公共用施設の現状や運営コスト等の実態把握と課題など総合的に判断し、先ほど申し上げた施設など単体で運営されている施設を複合化することにより、施設の維持経費等の削減と住民ニーズに応えることにつながっていくものと思っております。複合施設建設の基本設計につながるための基本構想、基本計画を完成することを目的とした複合施設コンサルティング業務委託料

2, 0 0 0 万円を令和5年度一般会計予算案に計上いたしております。令和5年度から複合施設建設に向けた取組をスタートさせたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

6 番 泊議員。

6 番（ 泊 ）

町民の利便性、財政面も十分考えて、改修、改築していただきたいと思います。

次に、公共施設等整備基金について、お尋ねいたします。

昨年度末での公共施設等整備基金は、2億円でしたが、令和4年度で1億5, 6 1 7 万 5, 0 0 0 円の積立てをされ、現在は3億5, 6 2 5 万 5, 0 0 0 円の基金でございます。今回の8号補正で1億2, 6 6 3 万 4, 0 0 0 円追加補正され、4億8, 2 8 8 万 9, 0 0 0 円になります。今後はどのような計画か。また、最終的にどれぐらいの基金を考えているか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

令和4年度東串良町一般会計補正予算（第8号）でも予算計上させていただきましたが、現在、公共施設等整備基金は本予算議決後、6億2, 9 0 0 万円を超えます。これは地方財政法第7条にて、前年度の実質収支額の2分の1を翌々年度までに基金に積み立てるよう規定されていることから本年度から公共施設等整備基金に積み立てるよう予算計上しております。

令和3年度までは実質収支額の2分の1を財政調整基金に積み立てていましたけれども、国が今後の交付税算定に各地方公共団体の財政調整基金の積立額を意識しているとの情報を県からいただいた点や、令和3年度実績で財政調整基金の積立金が約20億円に迫っていることを鑑み、本年度から本基金に積み立てるよう移行した次第でございます。

また、本町の公共施設は老朽化が進んでいる状況にありますので、学校施設の老朽化はもちろんのこと、文化、スポーツ施設や福祉施設、住宅施設も老朽化が進み、更新及び大規模改修が必要となっております。このような施設整備に必要な財源確保のため、今後は本基金に積み立てていこうと考えている次第でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

6 番 泊議員。



6 番（ 泊 ）

ただいま町長のほうから説明がございましたように、本町の公共施設は老朽化が進み、今後は大変な改修費が必要になってまいります。少しでもたくさんの基金を積み、将来の財政負担にならないよう要請いたします。

次に、学力向上対策について教育長にお尋ねいたします。

令和4年度東串良町学力向上リーフレットを拝見し、この質問をさせていただきます。

中学3年生の学力は鹿児島県は、全国の学力よりも低く、また、東串良町の学力は県の平均よりも低い状況でございます。教育環境の違いもございますが、学力向上へのどのような対策、取組をしているかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えします。

学習者である児童生徒は、今日の学習内容が分かるようになりたいと願って授業に参加し、学校に夢を託す保護者は我が子が勉強ができるようになってほしいと願って登校させます。全国学力・学習状況調査や鹿児島学習定着度調査において、多くの教科で県平均を下回る結果となっており、教育委員会としましては危機感を持って、その向上対策に努めております。最近の調査はほとんどが長文を読んで回答する問題であり、読み取る力が求められています。そこで教育委員会としましては、本年度から1分間の音読の文字数を必達目標として設定し、全ての児童生徒の到達度の報告を学校に求め、その状況把握に努めております。全ての教科において問題文をすらすら読めなければ適切に情報を取り出したり、読み取ったりすることができないため、問題文をすらすら読めるようにするというのを町の一点突破策として取り組んでおります。

また、学力向上の基盤となる睡眠時間や学力向上を妨げる要因の一つであるスクリーンタイムについても注目しております。小学生で夜11時過ぎまで起きている児童、平日でも3時間以上もスマートフォンなどの画面を視聴している児童生徒もおります。このような実態を受け、教育委員会としましては、メディアコントロールを共通実践事項の一つとして取り上げ、学校から児童生徒や保護者に具体的な働きかけをするよう指導しております。

なお、本年1月に実施された鹿児島学習定着度調査においては、小学校においては多くの教科で県平均を下回る結果となりましたが、中学校の一部の教科においては、県平均を上回る結果となりました。

教育委員会としましては、今後とも授業力の向上及び児童生徒の生活習慣の改善などに学校とともに取り組み、学力の向上に努めてまいりたいと考えております。

## 会 議 の 経 過

以上でございます。

議 長（田之畑）

6 番 泊議員。

6 番（ 泊 ）

東串良町の将来を担う児童生徒でございますので、学力向上に向けて努力していただきたいと思います。将来の夢のある東串良町を築いていただくために頑張っていたきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

以上で、一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

休 憩 午後 2 時 0 5 分

再 開 午後 2 時 1 6 分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~  
◆ 日程第 2 議案第 1 3 号 令和 4 年度東串良町一般会計補正予算（第 8 号）

議 長（田之畑）

日程第 2 議案第 1 3 号 令和 4 年度東串良町一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る 6 日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第13号 令和4年度東串良町一般会計補正予算(第8号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第3 議案第14号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議 長 (田之畑)

日程第3 議案第14号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第14号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

## 会 議 の 経 過

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第4 議案第15号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）

議 長 (田之畑)

日程第4 議案第15号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第15号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

会 議 の 経 過

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第5 議案第16号 令和4年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

日程第5 議案第16号 令和4年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第16号 令和4年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第6 議案第17号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第6 議案第17号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第17号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月16日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会            午後2時22分

## 令和5年第1回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 令和5年3月16日 午前 9時30分  
閉 会 令和5年3月16日 午前10時20分

### 出席議員（10人）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 小 川 香 織 | 2番 児 玉 勇 治 |
| 3番 瀬戸山 譲 一 | 4番 牧 原 完 治 |
| 5番 西 園 貞 美 | 6番 泊 重 巳   |
| 7番 前 田 隆   | 8番 上 園 ミ キ |
| 9番 宮 地 利 雄 | 10番 田之畑 稔  |

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 小 川 香 織 | 2番 児 玉 勇 治 |
|------------|------------|

### 職務のため出席した者の職・氏名

|      |         |     |         |
|------|---------|-----|---------|
| 事務局長 | 浜 屋 啓 子 | 書 記 | 大 園 保 広 |
|------|---------|-----|---------|

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|        |         |                  |         |
|--------|---------|------------------|---------|
| 町 長    | 宮 原 順   | 住民課長             | 田 尾 勝   |
| 副町長    | 畠 中 勇一郎 | 企画課長             | 中 島 孝 一 |
| 教育長    | 金 久 三 男 | 農地課長兼農業委員会事務局長   | 前 田 秀 一 |
| 会計管理者  | 有 嶋 義 昭 | 管理課長兼学校給食共同調理場所長 | 中小野田 輝幸 |
| 総務課長   | 江 口 勝 志 | 社会教育課長           | 吉 留 潤一郎 |
| 農林水産課長 | 瀬戸山 雅 樹 | 総務課長補佐           | 上 野 史 生 |
| 福祉課長   | 東水流 勝   |                  |         |
| 税務課長   | 西 田 博 文 |                  |         |
| 建設課長   | 寺 園 竜 二 |                  |         |

|           |          |
|-----------|----------|
| 議 事 日 程   | 別紙のとおり   |
| 会議に付した事件  | 議事日程のとおり |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり   |

## 議 事 日 程

- 日程第 1 同意第 3号 副町長の選任について
- 日程第 2 議案第 4号 東串良町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 3 議案第 5号 東串良町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 6号 東串良町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 5 議案第 7号 東串良町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 8号 東串良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 9号 郵便切手、郵便はがき及び印紙購入基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第10号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第11号 東串良町赤ちゃんすこやか支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第12号 東串良町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第18号 令和 5 年度東串良町一般会計予算
- 日程第12 議案第19号 令和 5 年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第20号 令和 5 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算
- 日程第14 議案第21号 令和 5 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算
- 日程第15 議案第22号 令和 5 年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第23号 令和 5 年度東串良町水道事業会計予算
- 日程第17 委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件



## 会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

~~~~~

◆ 日程第1 同意第3号 副町長の選任について

議 長（田之畑）

日程第1 同意第3号 副町長の選任について同意を求める件を議題とします。
町長からの提案理由の説明を求めます。
町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。
同意第3号 副町長の選任について、御説明申し上げます。
東串良町川東3632番地に在住の大園保広さんを副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。
提案理由は任期満了により、新たに副町長を選任するものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
1番 小川議員。

1 番（小 川）

私どもも残す任期わずかとなり、初めてのことで、質疑したいと思うのですが、今回副町長の任期が5月7日までということです。これまで改選前後、このような同意案件はどちらのほうで提案されることが多かったか、もし分かる範囲であれば教えてください。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

お答えいたします。
法的には何の問題もないところでございますが、最近の事例を申し上げますと、以

会 議 の 経 過

前の天神教育長のところでもこのような形で出させていただいたような気がいたしているところでございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから同意第3号 副町長の選任について同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第2 議案第4号 東串良町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第2 議案第4号 東串良町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから議案第４号 東串良町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第３ 議案第５号 東串良町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第３ 議案第５号 東串良町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る６日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第5号 東串良町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第4 議案第6号 東串良町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第4 議案第6号 東串良町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第6号 東串良町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第5 議案第7号 東串良町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第5 議案第7号 東串良町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第7号 東串良町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第6 議案第8号 東串良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の  
制定について

議 長（田之畑）

日程第6 議案第8号 東串良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっております  
ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第8号 東串良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の  
制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第7 議案第9号 郵便切手、郵便はがき及び印紙購入基金条例の一部を改正す
る条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第7 議案第9号 郵便切手、郵便はがき及び印紙購入基金条例の一部を改正

会 議 の 経 過

する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第9号 郵便切手、郵便はがき及び印紙購入基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第8 議案第10号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第8 議案第10号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから議案第10号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第9 議案第11号 東串良町赤ちゃんすこやか支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第9 議案第11号 東串良町赤ちゃんすこやか支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第11号 東串良町赤ちゃんすこやか支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第10 議案第12号 東串良町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第10 議案第12号 東串良町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番 小川議員。

1 番 (小 川)

議案第12号、受給資格の第2条が今回変更になっていると思います。再度変更点、理由、対象受給者の詳細について説明をお願いします。

議 長 (田之畑)

福祉課長。

福祉課長 (東水流)

お答えいたします。

東串良町敬老年金条例の改正前、改正後に基本に基づいて御説明いたします。

受給資格の分は、改正前が9月15日、改正後が9月1日となっているところでございます。

## 会 議 の 経 過

それから受給資格に決定日を9月1日から当該年度中の別表に定める年齢に達しているものということに改正したものでございます。別表につきましては、満80歳以上の者が7,000円、満85歳以上の者が1万円、満90歳以上の者が2万円、満95歳以上の者が3万円、満100歳以上の者が5万円となっているところでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

ありがとうございます。受給資格に値する年齢の方は、別紙のほうに記載されておりますが、この受給対象者の年齢を判断するのは、今回示されている9月1日ということか問います。また、当該年度の示す期間ということについて、当該年度の示す期間というのはどのようなものか説明をお願いします。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（東水流）

この年齢につきましては、同級生の方々を対象にするという形でございます。4月から早生まれの方は3月31日でございますが、その1年間の方を対象にすることでございます。来年は昨年の10月以降の方々、それから令和5年度につきましては、4月から3月までの方というような形でちょっと令和5年度の予算につきましては、例年よりちょっと上回るというような形になるかと思います。

以上で説明を終わります。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

## 会 議 の 経 過

今説明をいただき、4月1日から3月末日までの方を対象とすることで、とても納得させてもらったんですけども、ただ、当該年度というものが主に役場、企業で使われる言葉で一般的な日常会話の中で使われる言葉ではないと言われております。条例は、万人が理解できる文章がよいのかなと思う中で、やはり今の変更された条例の記述に関しては少し改善というか、修正が必要なのかなと思いますので、できるだけ見る方が、全ての方が分かりやすく、誤解の生じないような表記にしていきたいと思います。今回は反対の立場をとらせていただきます。

議 長（田之畑）

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。  
ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

それでは、これで討論を終わります。

これから議案第12号 東串良町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第11 議案第18号 令和5年度東串良町一般会計予算

議 長（田之畑）

日程第11 議案第18号 令和5年度東串良町一般会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

総務課長に伺います。

会 議 の 経 過

令和５年度東串良町一般会計予算の７７ページに、消防費のところで委託料、測量設計監理業務委託料で１００万円、そして工事請負費の建築工事が９００万円計上されています。これは中央分団の詰所の外壁改修工事だと思うのですが、豊栄地区は、水防対策の面からも分団車庫は高台が理想だと思います。その点から複合施設の建設に伴う分団車庫の移設、また、その他いろいろな観点から今回の分団車庫の改修工事が検討されたかを伺います。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、令和５年度当初予算で複合施設の基本設計等の委託予算を計上させていただいているところでございます。その複合施設の場所選定や完成までにまだ相当数の年月が必要になろうかと思うところでございます。現在の中央分団詰所におきましては、建設後、３０年弱が経過しているところでございまして、外壁の塗装の劣化、あるいはクラックが入っております。それと詰所の一部が駐車場であります。未舗装であるために隣接する水田へののり面の崩落、土の崩落も懸念されているところでもございます。そののり面や駐車場も一体的に今回改修するということでもありますので、消防団員の活動拠点の施設でもありますので、今回このような形で改修工事の予算を計上させていただいたところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

６番 泊議員。

６ 番（ 泊 ）

ふるさと納税寄附金についてお尋ねいたします。

令和５年度当初予算に一般寄附金としてふるさと納税寄附金が１５億円、予算計上されておりますが、納税者は返礼品を楽しみに納税されます。返礼品の調達は十分にできているか。また新しい返礼品の開拓はしているか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

寄附額につきましては、当然ウナギが一番多いところでございますけれども、きちんと養鰻業者の方とも確認をいたしまして、十分これはクリアできるということで確認はいたしているところでございます。

新たな商品につきましては、いろいろ町内の事業者の方にも声をかけておりますので、また令和5年度は少しでも町内の事業者が参加できるような体制を構築していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）
泊議員。

6 番（ 泊 ）

教育費の事務局費に中学校部活動外部指導者謝礼金が予算計上されておりますが、小学校は外部指導者をお願いしなくてもよいのかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）
管理課長。

管理課長（中小野田）

この補助金につきましては、中学校のみの部活の謝金となっておりますので、小学校は今対象にはしておりません。

以上でございます。

議 長（田之畑）
ほかに質疑はありませんか。
3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

委員会でも言わせていただいたことですが、おとといの一般質問の中でも言わせていただいたことと関連するんですけど、例えば複合施設を建設するに当たって相当数の金額もかさばっていくと思います。これはひとえに町民の皆さんの意向もこれから大事なことはないかなと思えば、まずコンサルタント料2,000万円計上されていましたが、まずありきは委員会でも言わせていただきましたけど、沖永良部の知名町が複合施設等を建設するに当たって、第三者委員会を立ち上げて、それから動いている感じです。東串良も順番としては第三者委員会を立ち上げてから、そういうコンサルタント料2,000万円も計上するべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

今回の2,000万円計上につきましては、複合施設建設に向けた基本構想、基本計画を作成するというところでございますが、これは町民の意向の把握、それから庁舎内の合意形成というものを踏まえまして計画をつくっていかうということでございます。まずは、きちんと予算を確保いたしまして、そしてそのような検討会ですね、そのようなものもつくってまいります。当然に町民の幅広い意見を反映させるために公募も行いますし、それから公共団体の代表者や学識経験者、そういった方々にも参加していただきまして、複合施設の、仮称でございますけれども、そのような検討委員会も立ち上げて行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

69ページ、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、18負担金補助金及び交付金の中に入っていると思うんですけども、ふれあいの森ドームハウス設置について工事請負費、また設計監理業務委託料を合わせて4,824万円が今回計上されていると思います。これは2棟分だとは思いますが、この設計について、初めの1棟目、2棟目は段差などバリアフリーを考慮していないつくりになっていましたが、今回提示された2棟分、5,000万円ぐらい使われると思うんですけども、そこに関してはきちんとバリアフリー等、多様性を考えたつくりになっているかお伺いいたします。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

バリアフリー化のことでございますけれども、これにつきましては、駐車場からドームハウスへはスムーズに入っていだけるような設計となっております。駐車場からドアを開けてもらって、向きも駐車場側のほうに向けまして、距離も短くして、そういった形で対応しておりますが、玄関を開けまして、上がっていく際には段差が12センチほどございます。それは土足のフロア、それから靴を脱いで上がっていただくフロア、きちんとそこはめり張りをつけるということで設けさせていただいており

ますので、当初の設計とは変更はないところでございます。
以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

ありがとうございます。15センチの玄関の中の段差しかないということでしたが、この15センチが車椅子であったり、ベビーカーを含めて様々な補助具を使う方にとっても全然問題がないということで町が御判断されて、今説明をされたか質問をします。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

高さは12センチでございます。10センチを超えますと、そういった車椅子とかいろいろと支障があるというような話は聞いておりますけれども、町といたしましては、そこは構造上、ドームハウス型になっておりますので、手すりとか、そういった設置も困難でございます。きちんとドームハウスの中も見えていただきまして、当然そういった不自由な方につきましては、付き添いの方もいらっしゃると思います。そういった方もきちんとこの施設の中身の状況というのをきちんと御確認をいただいた上で、利用したいということであれば、ぜひとも利用していただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

ありがとうございます。

あともう1点、あまびえ商品券の発行事業のほうが令和5年度のほうで計画をされていらっしゃると思います。説明の中では、これまでと同様の金額で100%というようなお話も聞いたんですけれども、この件に関して、再度説明を願います。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

プレミアム付100%の事業を令和5年度もさせていただきたいというふうに思っております。昨年度は、6,000セットに対しまして、申込みが7,200セットございました。非常に人気のある事業でございましたので、それを踏まえまして、今回は1万セットということで予算計上させていただきました。

まだ完全にコロナが収束したわけではありませんし、それから物価高騰、そういったことでも町民の皆様も非常に大変な思いをされているというようなことで、希望される方に全て行き渡るように1万セット分計上させていただいたところでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

4 番 牧原議員。

4 番（牧 原）

先ほど児玉議員の質問があった同じ質問なんですが、今、中央分団の詰所については、場所は何十年に一度の大雨で水没する心配があるわけなんですよ。もし今年出動ができないというようなことも考えられます。よって、補修より先に移設が先じゃないかと思うんですが、総務課長、どうですか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

お答えいたします。

補修よりも移設が先という話でございますが、なかなか移転先の選定等もあるわけでもございますし、先ほど言いました複合施設とドッキングさせてする方法もありますし、また複合施設はどこになるのかというところも懸念されるところでありますので、今回補修するのは、私どもとしてはクラックが入っていたり、あるいは塗装に劣化が見られたりとかいう部分がございますので、それと隣の田んぼに支障がないようにという部分もございます。とりあえず応急的な措置にもなろうかと思っておりますのでそのような形で今回1,000万円を計上させていただきました。行く行くは複合施設の場所によっては一緒に上げて、一体的に管理をしていけたらいいのかなというふうに思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

先ほど質問させていただいたことですが、唐突的という言葉を使ってはまずいのかもかもしれませんが、こういう複合施設ができるということ、正直、ここ近日中に自分もはっきり認識して、近所の人たちに話すと、全然自分たちはそういうのを知らない、うかがい知ることができないという結構批判的な言葉をいただいております。今度2,000万円という予算を立てられて、いろいろコンサルタントに出されるんですけど、その中身の詳細も自分たちはどんなものかさっぱり分からなくて、この高額な2,000万円という予算をむげに受け入れる気持ちには自分ではなれませんので、反対の討論をいたします。

以上です。

議 長（田之畑）

次に、議案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

私は賛成の立場で討論をいたします。

私は2,000万円というお金にこだわるということはないように感じております。といいますのも、一步踏み出すために、その準備をするためのお金だというふうに捉えております。今同僚議員がいろいろ言われましたけれども、それをするためにもやっぱりそこまでに至るまでの準備が必要かなというふうに思っておりますので、私はこの議案に対しては賛成をいたします。討論を終わります。

議 長（田之畑）

ほかに討論はありませんか。

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

私も反対の立場から述べさせていただきます。

先ほど説明をいただきましたふれあいの森ドームについてですね、10センチ以上の段差があれば支障があるというような御説明でした。認識があるのにもかかわらず、このままこの計画を進めていかれるというような方針についてはいささか疑問に思い

会 議 の 経 過

ます。であれば、この工事請負費、委託料ですね、そういったものの金額の修正なり、見直しなり、計画のほうでもまた協議してから進めていくべきではないかなと思うので、反対の立場をとらせていただきます。

またあまびえ商品券につきましても、これまでも何度も収入格差がないように町民の生活に合った、現状を把握した補助というか、支援をしていただきたいということを再三お願いしてまいりました。しかし今回も100%、もともとの元本の高額のうちはお話しされておりませんでしたが、これまでと一緒にということであれば1万円だと認識いたします。この2点から反対の立場をとらせていただきます。

議 長（田之畑）

これで討論を終わります。

これから議案第18号 令和5年度東串良町一般会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第12 議案第19号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計予算

議 長（田之畑）

日程第12 議案第19号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第19号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第13 議案第20号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算

議 長（田之畑）

日程第13 議案第20号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第20号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

会 議 の 経 過

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第14 議案第21号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定） 特別会計予算

議 長 (田之畑)

日程第14 議案第21号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）  
特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっております  
ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第21号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特  
別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

## 会 議 の 経 過

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第15 議案第22号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算

議 長（田之畑）

日程第15 議案第22号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第22号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第16 議案第23号 令和5年度東串良町水道事業会計予算

議 長（田之畑）

日程第16 議案第23号 令和5年度東串良町水道事業会計予算を議題とします。

## 会 議 の 経 過

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第23号 令和5年度東串良町水道事業会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第17 委員会の閉会中の継続審査の件

議 長 (田之畑)

日程第17 委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務民生常任委員長から目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

会 議 の 経 過

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第１８ 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議 長（田之畑）

日程第１８ 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第７５条の規定により、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第１９ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長（田之畑）

日程第１９ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第７５条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前１０時１０分



会 議 の 経 過

再 開 午前10時20分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前10時20分